

令和7年第3回津南町議会定例会会議録

(9月5日)

招集告示年月日		令和7年8月28日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年9月4日 午前10時00分			閉会	令和7年9月12日 午前10時53分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長 DMO推進室長	石沢久和	○	
	教育長	島田敏夫	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	農業委員長	藤ノ木稔	○	教育委員会教育次長	滝沢泰宏	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	ジオパーク推進室長	五十嵐誠	○	
	総務課長	高橋昌史	○	会計管理者	太田昌	○	
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長	小林武	○	
	税務町民課長	鈴木真臣	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂晃久		議会事務局班長	太田一規	
会議録署名議員		3番	村山郁夫		8番	石田タマエ	

[付議事件]

(9月5日)

日程第1 一般質問

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 一般質問

議長（恩田 稔）

昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告にしたがって、順次発言を許可いたします。

質問は、1 回目は演壇で、2 回目以降は質問席で行っていただきます。

なお、一般質問は 1 議員につきおおむね 60 分以内に制限し、3 回以上の発言を許可いたします。質問、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

通告に従いまして、大きく 2 点について、お尋ねをいたします。

1. 1 点目、町地方債の内容について、お尋ねをいたします。
 - （1）事業債、過疎債の過去 3 年間の実績について、教えていただきたいと思ひます。
 - （2）過疎債再発行時の持続発展計画の内容と、過去 3 年間の発行可能額とその実績についても教えてください。
 - （3）令和 5 年度、令和 6 年度の町債、基金の総額を教えてください。
2. 大きくもう 1 点でございます。ニュー・グリーンピア津南施設の売却について、お尋ねをいたします。
 - （1）A 社から示されております今後の計画とスケジュールについて、できるだけ細かい点につきましても、ぜひ教えていただきたいと思ひます。
 - （2）㈱津南高原開発、10 月からの短期契約を進めなければいけないわけでありまして、その日程と内容について、教えてください。㈱津南高原開発様から、そういった条件は示されたのでしょうか。その点につきましても教えてください。
 - （3）A 社から示されておられる売却用地。町が承認されておられる正式な売却予定の面積はどのぐらいでしょうか。それについても教えてください。

(4) また、A社が示しておられる 10 億円の内容でございますけれども、土地、建物、設備、備品の内容と各関係金額について、お示しをいただきたいと思っております。

(5) ㈱津南高原開発の職員、パート等 139 名の方々、今後の対応と契約について、町ですか、㈱イントランス様ですか。その点についても、そういった条件についても教えてください。

壇上では以上でございます。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原悠）

10 番、吉野徹議員にお答えいたします。

大きな 1 点目、町の地方債の内容に関する御質問の 1 点目、「事業債、過疎債の過去 3 年間の実績」と 2 点目、「過疎債発行時の持続的発展計画の内容と、過去 3 年の発行可能額と実績」については、関連がありますので一括してお答えいたします。

これまでの決算書で報告してございます事項ですので、概要を説明いたします。

まず、過去 3 年間の過疎債の発行可能額と実績についてですが、発行可能額は予算額と同額となっております。

次に、実績額ですが、ハードとソフトに分けて説明いたします。

まずハードについては、令和 4 年度合計額 1 億 5,480 万円、内訳として、町道改良舗装事業 4,250 万円、除雪機械購入事業 650 万円、農業振興施設整備事業 1,030 万円、消防施設整備負担金事業 1,240 万円、地域文化振興施設整備事業 5,540 万円、集会・体育施設整備事業 930 万円、観光レクリエーション施設整備事業 1,840 万円です。

次に、令和 5 年度合計額 2 億 670 万円、内訳として、観光レクリエーション施設整備事業 3,980 万円、保育園設備整備事業 200 万円、町道改良舗装事業 2,800 万円、除雪機械購入事業 1,940 万円、農業振興施設整備事業 110 万円、地域文化振興施設整備事業 8,540 万円、集会・体育施設整備事業 2,970 万円、学校教育関連施設整備事業 130 万円です。

最後に、令和 6 年度合計額 1 億 9,110 万円、内訳として、観光レクリエーション施設整備事業 560 万円、町道改良舗装事業 630 万円、除雪機械購入事業 1,850 万円、消防施設整備負担金事業 100 万円、地域文化振興施設整備事業 1 億 2,830 万円、高齢者保健福祉向上増進施設整備事業 730 万円、集会・体育施設整備事業 1,040 万円、学校教育関連施設整備事業 1,370 万円となっております。

続きまして、ソフト事業です。

令和 4 年度合計額 9,010 万円、内訳として、民生児童委員協議会補助事業 520 万円、社会福祉協議会事業費補助事業 1,340 万円、ボランティア団体育成等補助事業 800 万円、人工透析患者送迎サービス事業委託事業 440 万円、保育園通園費補助事業 120 万円、シルバー人材センター委託事業 1,090 万円、安心ホットライン装置貸与事業 220 万円、観光協会補助事業 650 万円、大地の芸術祭推進費負担事業 880 万円、障害者地域生活支援事業 1,560 万円、津南町健康増進施設管理委託料 1,390 万円です。

次に、令和5年度合計額9,150万円、内訳として、民生児童委員協議会補助事業520万円、社会福祉協議会事業費補助事業1,440万円、ボランティア団体育成等補助事業660万円、障害者地域生活支援事業1,510万円、人工透析患者送迎サービス事業委託事業580万円、保育園通園費補助事業160万円、シルバー人材センター委託事業1,070万円、高齢者生活福祉センター管理運営委託料800万円、安心ホットライン装置貸与事業230万円、観光協会補助事業630万円、大地の芸術祭推進費負担事業830万円、津南町健康増進施設管理運営委託料720万円です。

最後に、令和6年度合計額7,790万円、内訳として、民生児童委員協議会補助事業560万円、社会福祉協議会事業費補助事業1,450万円、ボランティア団体育成等補助事業770万円、人工透析患者送迎サービス事業委託事業630万円、保育園通園費補助事業150万円、シルバー人材センター委託事業1,120万円、高齢者生活福祉センター管理運営委託料880万円、安心ホットライン装置貸与事業270万円、観光協会補助事業800万円、大地の芸術祭推進費負担事業1,160万円です。

過疎債以外の起債実績として、令和4年度合計額1億6,343万円、内訳として、公共事業等380万円、緊急防災・減災事業4,820万円、緊急自然災害防止対策事業6,140万円、臨時財政対策債1,240万円、災害復旧事業160万円です。

令和5年度合計額1億1,774万円、内訳として、公共事業等140万円、緊急防災・減災事業4,010万円、緊急自然災害防止対策事業5,430万円、臨時財政対策債2,194万円です。

令和6年度合計額1億1,658万円、内訳として、公共事業等380万円、緊急自然災害防止対策事業1億110万円、臨時財政対策債1,008円、災害復旧事業160万円です。

過疎地域持続的発展計画の内容ですが、町総合振興計画の基本構想、基本計画を踏まえ、産業振興、地域における情報化、医療の確保、教育の振興等、国によって示された13項目を計画に掲げ、それぞれの項目別に事業を計上しております。

3点目、「令和5年度、令和6年度の町債及び基金残高」についてお答えいたします。

町債残高について、一般会計は、令和5年度末が60億2,194万円、令和6年度末が57億2,907万円となっております。

簡易水道事業会計は、令和5年度末4億2,070万円、令和6年度末4億1,155万円となっております。

特定環境保全公共下水道事業会計は、令和5年度末20億2,946万円、令和6年度末18億2,689万円となっております。

農業集落排水事業会計は、令和5年度末10億6,216万円、令和6年度末8億8,559万円となっております。

病院事業会計は、令和5年度末5,881万円、令和6年度末4,500万円となっております。

最後に、町の基金残高ですが、令和5年度末28億5,621万円、令和6年度末26億3,842万円となっております。

大きな2点目、ニュー・グリーンピア津南施設の売却に関する御質問の1点目、「A社から示された今後の計画とスケジュール」についてお答えいたします。

町は現在、優先交渉権を付与したA社である㈱イントランスと、不動産仲介事業者であるサヴィルズ・ジャパン(株)のサポート支援を受けながら、譲渡に向け交渉を進めているところです。

今後のスケジュールについては、8月6日に開催された㈱イントランス及びサヴィルズ・ジャパン㈱と議会との懇談会の際にお示しした「ニュー・グリーンピア津南施設等の売却に向けたスケジュール」が現状、最新のものとなっておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

町では、このスケジュール表を基に着々と譲渡に向けて必要な各種手続及び協定書・契約書締結の準備を進めてまいり予定ですが、今後、㈱イントランス社との交渉、㈱津南高原開発様、第四北越銀行様など銀行団、国・県と連携など、進捗状況によっては、この計画に遅れが生じる可能性もございますので、議員の皆様からも御理解くださいますようお願いいたします。

スケジュールの一端を申し上げますと、直近の必要な手続といたしましては、先日、臨時会で議決いただいた施設内にある建物の表題・保存登記及び大場・小松原線の町道分筆登記がございますし、皆様に加えてお願いすることもございます。また、売買契約に向けた第一段階として、9月下旬に、まずは㈱イントランス社と協定書を締結したいと考えております。昨日来、申し上げておりますように、本件は日本の高度成長期からバブル期の資産処理の最難関のものの一つであります。スケジュールにつきましては、なにとぞ皆様から御理解をいただき、御協力をくださいますようお願いいたします。

2点目、「㈱津南高原開発との10月以降の契約内容及び契約日程」については、現使用貸借契約が9月末で切れることから、10月以降、現賃貸借契約更新か又は使用貸借契約など新たな契約の締結が㈱津南高原開発様との間で必要なことから、現在、お互いの弁護士等も交えながら、契約内容等の見直しを行い、10月1日付けで契約締結できるよう準備を進めているところです。

3点目、「売却用地及び承認している正式な売却面積」については、前述したとおり、㈱イントランス様と譲渡に向け交渉中であることから、最終的な売却用地及び面積は現時点で未定でございますが、前段お答えしたとおり、敷地内にある町道は譲渡面積から除外いたしますし、津南原水道及び反里口・秋成湧水地の3か所の水源地については、借地として引き続き町で所有・管理することを確認していることから、この面積などを除外した用地及び面積が最終的な売却面積となると見込んでおります。

4点目、「㈱イントランスが示している10億円の中味」については、「施設内の土地、ただし町が引き続き保有する土地は除く及び建物、ただし、町が登記予定の建物及び附属建物を含む、並びに倉庫等の建物、鉄柱、広告塔、擁壁、遊戯用具等の工作物など定着物等、合計購入金額が10億円、ただし建物に係る消費税は別途」との提示をいただいております。

5点目、「現㈱津南高原開発の社員、パート社員の今後の対応」については、一民間会社が雇用する㈱津南高原開発様の社員等の今後の対応について、現時点で町が言及することは大変難しいところではございますが、優先交渉権先の㈱イントランスの提案では、売買契約が完了後、㈱津南高原開発様の従業員については、面接等を行い、御本人の希望、御意向等も確認した上で、別に設立するオペレーション会社で雇用することとしております。また、町といたしましても、町独自の転職相談会を開催するほか、ハローワークとの情報連携の強化を考えております。さらに、国の支援策についても照会中でございます。この後、具体的な担当者が調整される予定でございます。加えて、現取引業者も可能な限り引き続き取引をできるよう、㈱イントランスとしても配慮したいとお聞きしております。

現従業員や現取引業者については、新たなオペレーション会社等で引き続き再雇用や再取引をいただけるよう、町としては強く要望してまいりますし、新しい経営者にぜひ適用していただけるよう、そして、町全体で発展していただけるよう、私としては切に希望しているところでございます。

議長（恩田 稔）

10番、吉野徹議員。

（10番）吉野 徹

時間が余り無いのでニュー・グリーンピア津南施設の売却についてのほうから質問をさせていただきます。今ほど、町長からいろんなお話をいただきましたけれども、㈱イントランス様が出されたこの売却10億円というのは、㈱イントランス様から10億円というような金額が出されたのでしょうか。それとも町のほうから、この施設はどのぐらい、何年たっていてどのぐらい、備品はこのぐらいありますよ、コテージはどのぐらいありますよとか、そういった備品、遊具とか倉庫とか、町長からお話いただきましたけれど、そういったなかで町のほうから出された金額なののでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

㈱イントランスの購入意向書に書かれていた数字でございまして、町から出した数字ではございません。

議長（恩田 稔）

10番、吉野徹議員。

（10番）吉野 徹

そして、今ほど、町長のほうからありました。これは全部何番と幾つか項目がありますけれども、同じニュー・グリーンピア津南の件ですので、ばらばらになっただけですみません。お許してください。㈱イントランスさんとの契約は、9月末頃にしたいというお話をいただきました。その時、サヴィルズ・ジャパン㈱との契約が9月末で切れると思うのですよ。そうすると、この契約については、今度はサヴィルズ・ジャパン㈱さんが全部抜けて、今後、そういった発言権も全然無いということで考えてよろしいのですか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議員御指摘のとおり、サヴィルズ・ジャパン㈱さんとの契約については、現契約では9

月 30 日ということになっています。ただ、ニュー・グリーンピア津南さんのこの譲渡に向けたいろいろな動きがあるなかで、先ほども町長の答弁でもございましたが、今、協定書を鋭意、町あるいは㈱津南高原開発さん、関係者、弁護士等々を踏まえまして協議をしているという最中でございます。そういったことで、この協定書の内容・中身等々にもよって、またサヴィルズ・ジャパン㈱さんのサポートが更に必要だということであれば、現 9 月末を更に。これはサヴィルズ・ジャパン㈱さんとのお話し合いにもよりますが、引き続き延長してお願いする場合もあるかなとは思っています。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

その契約延長は、正直に言って議会承認もいらないわけでありまして、では、そうすると、サヴィルズ・ジャパン㈱様にお支払いする金額 7,150 万円ですか。それはもう 9 月末にサヴィルズ・ジャパン㈱様に。㈱イントランス様と契約が終われば、仮契約ですけれども終われば、その時点でお支払いになるということと考えてよろしいのですか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

契約上は、まず、議員が先ほどおっしゃったように、契約期限は 9 月末日ということになっていますし、また、報酬等々については、協定書若しくは賃貸借契約書、こういったものが締結されてから払うというような契約内容になっております。ですので、そこも今ほどの契約期限と含めて協定書の中身・内容を精査するなかで、そこで協定書が今は 9 月末を目指してはいますが、これが延びるという可能性もまだゼロではございませんので、その辺もサヴィルズ・ジャパン㈱とよく協議するなかで、最終的に決定をされるというものだと思います。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

昨日の町長からのお話の中で、インターコンチネンタル、IHG でしょうかね。そういった代表者の方とお会いになったというようなお話をいただいておりますけれど、本当にインターコンチネンタルは大変大きな会社でありまして、ANA とか IHG、それから、クラウンプラザでしょうか、ホリデイインとか、ホテルインディゴとかも数あるわけでありまして、今、町が進めておられるインターコンチネンタルの会社のどの部分、どの分野での会社の方と、このニュー・グリーンピア津南に入っただけかと思っていらっしゃる代表の方と交渉しておられるのですか。それとも、その代表の確かドイツ人だと思いますけれども、

ドイツのマイケル・ヤンセンさんですか。そういう方と町長はお会いになって、では、そうやったほうに進めましょうというような、そういった詳細についてお話をなさっているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

IHG グループのアジアパシフィックの代表の方と私、お会いをしております、(株)イントランス様が窓口になりますので、今後はそういったかたちで(株)津南高原開発様とお話される場合は(株)イントランス様を窓口にしてお話をしていく必要があると思っています。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

町長は、その方とお会いになって様々な詳細についてお話しいただいたということでありまして、町民懇談会の時にもインターコンチネンタルグループのブランドとしての改修もあるし、そういった改修計画が提示されたというようなお話をいただいております。そういった詳細につきましても、そのぐらい進んでいると考えてよろしいのですか。まだ契約が済んでいないのに、進んでいると考えてよろしいのですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

既に提案の段階で、恐らくそのホテルブランドのランクによりますが、例えば、最上位のランクであればこういう改装プランで、あるいはエッセンシャルというランクであればこういう改装プランで、というのは、お持ちの資料としてはあろうかと思うのです。実際、私も拝見しておって、見ておりますが。改装プランとしては、ホテルブランドごとにあるとして、どのホテルブランドを入れるかとなったときに、津南町の魅力でしたり、周辺の十日町市は当然ですけれども、長野県から群馬県から、新潟の柏崎市のほうから含めた広域の観光コンテンツ、あるいは敷地内でファミリー向けのものを作りたいという御意向ですので、それらによって決まってくるものでありますから、今のところはそれを作っておられる段階でございます。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

(10 番) 吉野 徹

同じことなのですけれども、では、そういったなかで、そのホテルグループさんと経営プランから改装から、そういった全てを進めておられるということで考えてよろしいのですか。繰り返しますけれども。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

着実に仕事が進行しているのは私も確認をしております。また、この度、県の観光文化スポーツ部様からも、部長・副部長とお話させていただいて、「周辺のそのコンテンツについての情報連絡体制、あるいは連携、実際の支援などもさせていただきます。」ということでおっしゃっていただきましたので、県のほうとの連携をより強化させていただきながら、きちんとした安定した集客が得られるようなことでもって進んでまいればというふうに思います。

議長 (恩田 稔)

10 番、吉野徹議員。

(10 番) 吉野 徹

町長が今回、町民懇談会を開いて本当に大勢の皆さん方に集まっていただいて、御意見をお聞きになったということはありませんけれども、その時に本当に皆さんが一番心配している、今、懸命に働いておられる従業員のことでありまして、そして、一人一人面談をして進めるからというようにお話を昨日もいただきました。それから、だんだんで、そういった町民の方々が「3年間ぐらい休む、もしも改修に3年ぐらい掛かるとしたら、そういう従業員の方は解雇されるのではないか。」というお話を、町長は質問されたと思うのでありますけれども、その時、町長は「いや、休業保障をしますよ。町は、そういったことを考えておりますよ。」というお言葉を発したということで伺っております。町は通常、休業保障はできないはずでありまして、そういった場合に、今度入ってこられる(株)イントランス様からそういったお話が出たのか、それか、「町は従業員に対して責任を持って、どんなことがあっても責任を持って保障します、生活は守りますよ。」というような思いのなかでそういったお話が出たのか、その点について教えてください。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

一般的に一次閉鎖する期間についての休業保障というのはありません。私としても、町でそういった保障をすると発言した経過はございません。一方で、いろいろなやりようがございます、申し上げていきますとおり、その間、別の需要が生まれるわけでありまして、

で、「町の中で転職相談会の開催やハローワークとの情報連絡体制の強化をいたします。」というお話もさせていただきました。現在、町の企業様は、人手不足状態が慢性化をしております。ニーズがあるのに、お仕事を受けられない、生産量増やせないということが幾つかの業種で生まれておりました、機会損失となっております。この度、そういったところですか、また、これから工事需要が生まれますので、工事の皆様へのサービスや直接そういった工事会社での雇用など、実際のところは人数が足りなくなるものと見込んでおります。町といたしましては、そういったアレンジメントも含めて、どのようなことで調整ができるか、責任を持っていきたいと思っております。地元町長として、雇用は守りますということはお約束をさせていただきます。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

今、町長がお話いただきましたけれど、本当に日々、ニュー・グリーンピア津南で、(株)津南高原開発で働いてる方々は一体どうなるのだろう。正直に言って、家庭を持っておりますので。いくら(株)イントランスさんが「自分の会社に来てもいいよ。」と言っても、なかなかそれは正直に言って夢の話でありまして、この地元から離れて家庭を捨てて出るわけにいかないわけでありますので。例えば、本当に沖縄から京都から大阪から、本当にいっぱいありますのでね。もちろん新潟にもあります。ありますけれど、そういったことはできないので、だから、本当にそういったなかで、町として、町長として、そういった方にもう少し早めに「こんなことで心配して考えておりますよ。」ということ伝えていただければ本当に有り難いと思っております。ぜひ、このことは、1日も早く実行していただきたいと思ひます。

それから、先ほども町長にお話いただきましたけれど、前に町のスケジュールを頂きました。先ほども町長は触れたのでありますけれども。ニュー・グリーンピア津南さんと今月末、使用貸借契約を見直すというような、そっちのほうに進めるというようなことで伺ったのですけれど、私の聞き間違いでなければ、町は今後、使用貸借契約で進めるということでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

現在、(株)津南高原開発さんと弁護士と、どういうふうにするかを協議しているところでございますが、現貸借契約の継続のようなかたちで、とりあえず3月31日まで、その貸借契約の現契約の継続のようなかたちで今ところ考えております。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

(10 番) 吉野 徹

副町長からお話いただきました。現段階のそういった契約、同じような契約と言いますけれど、ただ、これは使用貸借契約といいまして、大家さんがいて「この建物がもう使えないから出ていっていきいれ。」と一方的に言われるわけであります。もちろん保証も無ければ、大家契約でして、そういったなかで、そういった契約を進めてよろしいのかなと私は思っているのです。私の考え方が間違っていたら教えてください。どの部分がどういったことで違っていると教えてください。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

賃貸者契約の更新というか継続については、(株)津南高原開発様や弁護士さんも御了解いただいていると聞いておりまして、この方向で進めたいと考えております。

議長 (恩田 稔)

10 番、吉野徹議員。

(10 番) 吉野 徹

この前、町民懇談会の時、先ほども触れたように、資料を町のほうで作っていただいて、それを回ったのですけれども、その中を私も見させていただきました。確か、年次ごとに町のニュー・グリーンピア津南に対しての支援金が記載されておりました。そのことは別に当たり前の話でありますけれども、その横にニュー・グリーンピア津南の赤字の、そういった何千万円という年ごとに赤字の数値が出ておりました。私の机に帰ればあるのですけれども。今、懸命に経営しておられる会社の個人情報として、また、町として、そういった数値を全町民に発表していいのかな、と。町民ばかりではないですけれどもね。私は、そこは不安に思うのですけれども、そのことについて、町長、どのようにお考えでしょうか。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

こちらにつきましては、賃貸借契約第4条1項の規定により、町に提出された(株)津南高原開発様の決算書類でございます。毎年6月か7月に私のほうに社長が来られて、提出いただいている資料でございます。この報告を受けまして、この度の議会もそうありますが、9月定例会に議会の皆様に決算書類は提出をさせていただくというかたちで報告を差し上げております。私としましては、町民に御説明している資料でございますので、この度、このように記載させていただいたところではありますが、また一方で、恐らく、何と言いますか、数字というのは事実でございますので、かなり強めに感じられる。恐らくそうい

ったことで、かなり強く受け取られたものと思います。この辺のところを当町の弁護士とこの辺の記載をどのように調整するか、今朝から協議をしております。間に合うように、明日からの町民説明会に、どのように修正したり、あるいは差し替えたりするかなど、調整をさせていただきますけれども、事実としての数字は、やはり怖いもの、皆さんが強く受け取られてしまう傾向がありますので、私としても配慮を差し上げたいと思っております。説明の内容としては(株)津南高原開発様もこの数字でお分かりのように経営改善を続けておられまして赤字幅の圧縮に務めておられるそういったことも言及をさせていただいたところであります。

議長（恩田 稔）

10番、吉野徹議員。

（10番）吉野 徹

今、町長からお話をいただきましたけれど、町がこうやって支援しているのは、改修費とか整備費とか、例えば壊れたもの直すとかそういったお金でありまして、年間1,000万円くらいで、自分たちはそれ以上に正直黒字になった年もありました。黒字ではないですが、赤字が減った年もありましたけれど。ああいう数字を一般の方々が見たらどう思うのでしょうかね、ということで私は今、お話をさせていただきます。またこれからあると思うのですけれど、そういった自分たちの地域にある施設を守るのだというお気持ちがあるのだとしたら、ぜひ、そういったことに気を付けていただきたいと私は思っております。それを公表されたニュー・グリーンピア津南の皆さん方はどう思うのでしょうかね。だから、そういったなかで、ぜひ、それを進めていただきたいと思います。

それから、繰り返すのですけれども、先ほどの話戻ります。9月末で(株)イントランスさんと契約をされれば、その後、優先交渉権ではなくて、今の(株)津南高原開発さんは、私たち町民が考えて心配している、そっちのほうには絶対に行かない、(株)イントランスさんのほうと契約しますよ、(株)イントランスさんがこれから施設の改修に入ったり、いろんな計画を立てたり、従業員との交渉を進めたりして、前向きに進めるのだということで考えてよろしいのですか。町は、今言ったみたいに9月末でそういった考えのなかで進んでおられ、もう(株)津南高原開発さん、今の体制ではもう交渉権は無いということなのではないでしょうか。繰り返しますけれども。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

町は、(株)イントランスとB社を比較したなかで優先交渉権をA社に与えたところでございまして、今はA社と協定書の締結に向け、準備を進めているところでございます。とりあえずはA社と契約が結ばれるように、全力を尽くしまいる所存でございます。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

分かりました。では、最終的にはそういった方向で町は進めておられ、町の考え方としては、今言ったみたいに方向性が大体決まったという。正直、しつこいように申し訳ないですけど、そういった説明をいただきました。

では、時間が無いので、地方債のことについてせつかくですので教えてください。確か、令和 3 年から令和 4 年、令和 3 年の春、4 月から 5 月頃から新過疎法に移行されまして、津南町全地域が過疎地域として、継続発展計画とか、そういった枠組の中で進められるおられるとそう思っております。この持続的発展計画は、その過疎債を出す前に、毎年、町のほうで発行しておられると思うのですけれども、その利用の際の過疎対策事業債でしょうか。津南町の場合には、そういった上限のルールはあるのでしょうか。その内容について、教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

やっぱり国のほうの予算で過疎対策事業債という枠がございます。それが県に流れて来ております。上限というのは無いのですけれども、やっぱり町村の枠というかがございまして、町長の報告でもございましたけれども、例年、津南町としては大体 2 億円程度が県から与えられる枠がございます。ここら辺には全国の過疎対策協議会等で、この過疎枠をもっと上げてくださいという要望は出しているところでございます。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

では、我が町は、その過疎債に対する許可、上限はまだ無いということですね、間違いなく。過疎債の制限、津南町は幾らぐらいまでですよということは無いと考えてよろしいのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

申請はできますけれども、結局、津南町は大体このぐらいで、2 億円ぐらいでということですので、上限と言えば上限です。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

そういった我が町は、自主財源は約 27%以上なのでありますけれども、将来負担比率が若干増えております。そういったなかで、きつとこういった数値を基にして発展計画を作って、総務省に出されたと思うのですけれども、そのなかで、判断比率の中で財政の計画が必要な総務大臣からの許可、同意が必要なのでしょうか。その場合に、もし自治体がどうしてもお金がいるということが生じて、早期健全化基準を超えない限り心配はない、どんどんどんどん申請はできるのだと考えてよろしいのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

再生団体等にならない限りは大丈夫なのですけれども、また 9 月の今回の決算書で報告がありますが、実質公債費率も令和 2 年から比べると少しずつ増えておりますので、こちら辺の将来の負担を考慮する必要があります。起債の起こし方も金額については注意しながら進めていきたいというところでございますが、今のところ津南町としては、数字上では健全な財政運営をしておりますので、国からの指導とか検討等はございません。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

先ほど、町長から本当にいろいろ細かく、もう本当に筆記できないくらい細かく数字を教えてくださいました。事業の施策というのは、本当に国債や地方債に依存していて、そうやって我が町が成り立っていると思われまして、地方債の特例としての除却費について教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

いわゆる公共施設の除却費については、地方債、起債は起こせるのですが、除却だけだといわゆる交付税措置が無いので、借金だけということになります。こちら辺の交付税措置についても、国のほうに今、要請というか要望をしているところでございます。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

(10 番) 吉野 徹

もう少し勉強してみます。

では、もう時間が無いので一言だけお願いしたいです。これは私からのお願いでありませうけれど、町長にお願いがあります。繰り返すようですが、今回の議会におきましては、本当に大勢の方々が地元にあるニュー・グリーンピア津南のことを考え、従業員のことを考え、我が町の行く末を考え、本当に懸命に心配しておられます。そのなかで、先ほど、副町長からもお話がありましたけれど。これほど3分の2以上の町民の方々が今のニュー・グリーンピア津南施設を心配しておられる。そして、そのために町民懇談会を開いておられる一番大変な時期ですね。そして、地域を回ると、今言ったみたいに「本当にこれからのニュー・グリーンピア津南はどうなるのだろう。町はそれで本当に間違っただけに進んでいないのですか。」というような町民の話ばかりなのです。決して、「では、どんどん進めてください。お金が10億円入るんだから。」という方はきっと1人もいらっしゃらないと思います。そのなかで、町は本当に皆さん方、町長、副町長、総務課長が代表してお決めになると思うのですが、決して間違っただけに進まないように再度検討していただけないか。(株)イントランスさんと同じ立場で、同じ席に座らせて、もう一度、じっくりと話し合っていただきたいと本当は私は思いますけれども、その点について、ぜひ町長から教えてください。最後です。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

議員のお立場からしますと、責任も大きいし、いろいろな困っている人たちの声が特に寄せられますし、いろいろと御心労もおありかと思えます。先ほど来、申し上げておりますように、これはもうテナントの不良債権もあるし、町の行政財産であるとこれを再生させるというのは難易度としては最高に高いです。しかしながら、私としては、これは次世代に負の遺産化をさせないという信念の下、今回、こういったことに向かっているわけでありませうし、また、今日、このような結果になっていることは決して今の町政だけのものではなく、歴代の町政の歴史の濃縮の結果であります。私どもは、それを背負わせていただいて、この度、このままで行くと非常に厳しいシナリオになってしまうということを本当に強く受け止めておりませうし、この度のことに至っている次第でございます。民意というのは様々でございます。今、私が受け取っている民意はもちろん賛成も反対もありますけれども、現時点におきましては、町民の皆様は冷静に情報について受け止められ、お考えになっているところかと思えます。特に、「本当にこんな所にブランドホテルが来るんかい。」と「本当に我々の町がこれから開けていくのかよ。」、そういう声が多く占めております。そのことに対して、今回、これだけ多くの皆様の御協力を得て準備を進めてきたこのことを、町民の皆様の民意を踏まえて、思いを遂げたいというふうに思っております。また、どのような方向になっても、私がこれをなんとかしなければならぬのだろうと覚悟して臨んでおりますので、これからも町民の皆様の民意を踏まえ、しっかりと町政の進行をして

まいります。

議長（恩田 稔）

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

12 人の議員、誰一人として、町政に反対しようなんて思っている議員は一人もおりません。目標は同じだと思っています。だから、繰り返すのですけれども、そういったなかで、ぜひ議員一人一人の気持ちの中をくんでいただいて、もう一度、こういったなかで同じような立場になるように、今がんばっていらっしゃる方をぜひ考えていただきたいと思いません。

終わりです。

議長（恩田 稔）

換気のため 11 時 5 分まで休憩いたします。

—（午前 10 時 57 分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後 11 時 05 分）—

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

11 番、江村大輔です。

この度の質問は、主にニュー・グリーンピア津南に関わる事項であり、行政及び議会として公正で開かれた町政の推進のため、町民に対して分かりやすく見える化して納得した上で進んでいけるよう質問するものです。

1. 大きな 1 点目、ニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務の契約内容と成果、委託料について。

（1）2024 年 8 月 7 日に締結したニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務の委託契約書の第 2 条委託業務内容の第 3 項その他、甲、乙が別途合意した事項とは何を指すのでしょうか。また、契約書本文に仕様書の位置付けが記載されていませんが、契約書上の仕様書の位置付けはどのようになっているのでしょうか。

（2）業務完了の報告書は、2024 年 9 月に出されたニュー・グリーンピア津南報告書でいいのでしょうか。または、ほかに報告書や資料があるのでしょうか。

（3）支払手続は、業務完了後に請求され支払うことになっていますが、委託料はいつ支払われたのでしょうか。

2. 大きな 2 点目、ニュー・グリーンピア津南譲渡移行等支援業務委託契約について。

（1）運営管理支援業務契約書と同様に契約書上に町の基本方針であるニュー・グリーンピア津南の再生やスキー場付きの宿泊施設の再生の文言が記載されておらず、契

約書上では再生までの提案業務はなく、不動産売買の業務委託契約となっておりますが、契約内容をしっかり確認して契約したのでしょうか。

(2) 当初、議員への説明では 7,150 万円は成功報酬としていましたが、その後、なぜ業務委託へと変わったのでしょうか。成功報酬型の業務委託とはどのような考え方で委託料は支払われるのでしょうか。町では、これまでに同様の委託契約はあったのか、初めてでしょうか。

(3) 契約期間が 2025 年 6 月 1 日から 2025 年 9 月末日までとなっております、委託料の 7,150 万円は津南町と譲渡者間で協定書若しくは売買契約書が締結されたときに支払うこととなっております。現状の進み具合だと 9 月末の協定書の締結で業務が完了し支払うこととなり、期間も過ぎるため、その後の業務を遂行しなくてよい契約書内容になっています。議会に対して、町及び受託者からは、12 月末を予定している売買契約書締結までのような口頭での説明があり、契約書内容との乖離^{かいり}があるなかで契約書内容の変更が必要と考えるが、どのように考えていますか。

3. 大きな 3 点目。ニュー・グリーンピア津南に関わる弁護士委託契約について。

(1) 令和 7 年 6 月 1 日付けの弁護士委託契約は、令和 6 年 9 月 17 日付けの委託契約の期間延長の再契約なのでしょうか、別々の契約なのでしょうか。

(2) 令和 6 年 9 月 17 日付け弁護士委託契約の委託料は、委託事務の処理に用いた時間、移動時間が含まれますが、それを乗じて算出することとされています。支払いは幾らとなり、いつ支払ったのでしょうか。記録は町に提出されていますか。

(3) 令和 6 年 9 月 17 日付けの委託内容では、町が所有する土地、建物の処分に係る契約書の作成、現契約者との賃貸借契約の終了に係る書類の作成が主ですが、契約書作成は行われ、提出されているのでしょうか。

(4) 令和 7 年 6 月 1 日付けの弁護士委託契約内容は、前年の内容と変わりはありませんが、委託料が 500 万円に増額されている内訳は何でしょうか。

(5) 契約内容を見る限り可能であると判断しますが、A 社及び B 社の購入意向書及び計画書の詳細が機密の保持を理由に議会に示されていないことや、現契約の今後に関わる法律相談を議会として契約先の弁護士に依頼することは可能でしょうか。

4. 大きな 4 点目。総合振興計画の前期基本計画と後期基本計画について。

世界情勢や物価高等など社会の変化が激しいなか、現状をしっかりと捉え、前期基本計画の正しい評価と変化に対応できる後期基本計画が今後の町政には重要となります。

(1) そこで、令和 7 年度中に策定する後期基本計画の基となる前期基本計画の評価、検証は、いつ、どのように行うのでしょうか。評価、検証の結果は議会に示されますか。

(2) 計画の期間は 10 年間ですが、計画を策定した令和 2 年度はコロナ禍であり、さらに現在の令和の米騒動を予想し得なかったなど、後期計画の中で抜本的に修正が必要な現状と課題、目指すべき方向性や取組があると考えますが、町として、どのように考え、どのように進めていくのでしょうか。

以上、大きく 4 点を町長にお伺いします。

壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原悠）

11 番、江村大輔議員にお答えいたします。

大きな 1 点目、ニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務の契約内容と成果、委託料に関する御質問の 1 点目、「2024 年 8 月 7 日に締結したニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務の委託契約書の第 2 条委託業務内容の第 3 項その他、甲、乙が別途合意した事項とは何を指すのか。また、契約書本文に仕様書の位置付けが記載されていないが、契約書上の仕様書の位置付けはどのようになっているか」についてお答えいたします。

町では、現賃貸借契約者である㈱津南高原開発様との委託契約期間が令和 7 年 9 月末で終了することから、ニュー・グリーンピア津南の今後の運営管理の在り方について、専門的知見から調査、分析、提案及び支援をいただくため、不動産仲介事業者であるサヴィルズ・ジャパン㈱との間で、令和 6 年 8 月 7 日付けで業務委託契約を締結しました。

お尋ねの本契約書に記載されている委託業務の内容、第 2 条第 1 項第 3 号のその他、甲、乙が別途合意した事項の内容については、同項第 1 号にある本不動産の分析・提案及び調査業務及び第 2 号前号に付随する業務、甲の関係者への事務連絡、調整、打合せへの参加を含む以外の、町とサヴィルズ・ジャパン㈱との二者間で交わされた内容であり、第 1 号、第 2 号にうたわれていない種々雑多な業務内容を補填するための取り決め事として捉えています。

次に、契約上の仕様書の位置付けはどのようになっているかについては、本業務委託契約の基は、町が昨年作成した「ニュー・グリーンピア津南運営管理支援業務委託仕様書」でございまして、この仕様書にある「件名」「委託の目的」「委託期間」「委託に当たっての町としての基本方針」「委託内容」「守秘義務」等の内容を踏まえたなかで、本契約書が締結され、位置付けされているものと認識しています。

2 点目、「業務完了の報告書は 2024 年 9 月に出されたニュー・グリーンピア津南報告書でよいか。また、他に報告書や資料はあるのか」についてお答えいたします。

本契約に係る業務完了の報告書については、議員御指摘の 2024 年 9 月に議員配布いたしました「ニュー・グリーンピア津南報告書」及び本年 5 月 2 日に臨時全協で配布した購入意向書を提出した 2 社の入札結果を記載した「ニュー・グリーンピア津南マーケティング報告」並びに 5 月 19 日の臨時全協で配布したサヴィルズ・ジャパン㈱作成の「秘密保持に関する同意書」「提案要綱」「ニュー・グリーンピア津南開示資料」を追加資料として提出いたしました。

3 点目、「支払手続は業務完了後に請求され、支払うことになっているが、委託料はいつ支払われたのか」についてお答えいたします。

当初、本契約の契約期間は、2024 年 8 月 7 日から 2025 年 3 月末日までとなっていました。が、入札が翌年度に持ち越されたことから、町及びサヴィルズ・ジャパン㈱との間で「契約期間の延長に関する覚書」を 3 月 28 日付けで締結し、4 月 30 日まで延長いたしました。支払いについては、5 月 20 日付けで請求書が町に提出され、町は 6 月 18 日に支払いを完

了しております。支払総額は契約額どおりの 363 万円となっています。

大きな 2 点目、ニュー・グリーンピア津南譲渡・移行等支援業務委託契約に関する御質問の 1 点目、「運営管理支援業務契約書と同様に、契約書上に町の基本方針であるニュー・グリーンピア津南の再生やスキー場付きの宿泊施設の再生の文言が記載されておらず、契約書上では再生までの提案は無く、不動産売買の業務委託となっているが、契約内容をしっかりと確認して契約したか」についてお答えいたします。

先ほどもお答えしたとおり、町では、昨年度、業務委託契約書の締結に当たり、仕様書を作成しました。基本的には昨年度の仕様書の「委託の目的」「委託期間」「委託に当たっての町としての基本方針」「委託内容」「守秘義務」等の内容を踏襲した契約書を基に、サヴィルズ・ジャパン(株)と本年度の委託する業務内容の見直し等を行い、必要事項について修正等を加えることで、新たな契約を締結いたしました。

議員御指摘のニュー・グリーンピア津南の再生や、スキー場付き宿泊施設の再生については、第 2 条第 1 項第 1 号で本不動産及びその他運営会社の経営状況に関する分析・提案及び調査・助言業務の中で対応いただけることをサヴィルズ・ジャパン(株)とも確認しています。

2 点目、「当初、議員への説明では、7,150 万円は成功報酬としていたが、その後、なぜ業務委託へと変わったのか。成功報酬型の業務委託とはどのような考え方で委託料が支払われるのか。町では、これまでも同様の委託契約はあったのか、初めてか」についてお答えいたします。

議員お尋ねの支払手続については、本年度、締結した契約書の中では、第 5 条の中でうたわれております。サヴィルズ・ジャパン(株)への支払いは、「本契約に基づくサヴィルズ・ジャパン(株)による本件業務の遂行により本件譲渡等に係る町と譲渡者間との協定書若しくは売買契約書が締結されたとき」、町はサヴィルズ・ジャパン(株)に対し、6,500 万円を業務委託料として、消費税及び地方消費税を加算して支払うとの契約となっています。

したがいまして、成功報酬型との従来の言葉とは差異があるものの、支払いのかたちとしては、成功報酬型に近い委託業務完了後の支払いを条件とした契約内容として認識しています。なお、町で過去に同様の委託業務契約があったかにつきましては、町立津南病院の医師確保に向けて成功報酬型の契約がありましたが、病院以外では同様の契約は無かった、初めての契約方式との認識です。

3 点目、「契約期間が 2025 年 6 月 1 日から 2025 年 9 月末日までとなっており、委託料の 7,150 万円は津南町と譲渡者間で協定書若しくは売買契約書が締結されたときに支払うこととなっている。現状の進み具合だと 9 月末の協定書の締結で業務が完了し支払うこととなり、期限も過ぎるため、その後の業務を遂行しなくてよい契約内容となっている。議会に対して、町及び受託者からは 12 月末を予定している売買契約書締結までのような口頭での説明会があり、契約内容との乖離かいりがあるなかで契約書内容の変更が必要と考えるが、どのように考えているか」についてお答えいたします。

吉野議員の御質問でもお答えしたとおり、今後のスケジュールについては、8 月 6 日に開催した、町が優先交渉権を付与した(株)イントランス及びサヴィルズ・ジャパン(株)と議会との懇談会の際にお示しされた「ニュー・グリーンピア津南施設等の売却に向けたスケジュール」が現状、最新のものとなっております。

予定では、最終的な譲渡に向けて㈱イントランスとまずは9月末日までに協定書を締結し、その後、11月末までに仮契約、12月の議会議決を経て本契約移行とのことで、現在、必要な各種手続及び準備を進めております。ただし、今後の㈱イントランス、あるいは㈱津南高原開発、第四北越銀行をはじめ銀行団、国や県との連携など、交渉の進捗状況によっては、この計画に遅れが生じる可能性もございます。㈱イントランスとの交渉の進捗状況及び9月締結予定の協定書の内容等により、場合によっては、管理運營業務を委託しているサヴィルズ・ジャパン㈱との変更契約や契約期限の延長をすることも必要と考えます。

大きな3点目、ニュー・グリーンピア津南に係わる弁護士委託契約に関する御質問の1点目、「令和7年6月1日付けの弁護士委託契約は、令和6年9月17日付けの委託契約の期間延長の再契約なのか、別々の契約なのか」についてお答えいたします。

昨年度、町では、ニュー・グリーンピア津南の譲渡等に関し、シティニューワ法律事務所様と、ニュー・グリーンピア津南のうち、町が所有する土地・建物の処分に係る契約書の作成、㈱津南高原開発様との賃貸借契約の終了に係る書類の作成、本案件に係る法律相談及び前項の契約に付随して必要とされるその他の契約書、確認書、覚書等の作成、本案件決裁に至るまでの手続に係る法律相談及び係る手続の補助及び助言等に関し、委託契約を締結しています。

お尋ねの本年6月1日付けの弁護士委託契約が昨年度9月17日付けの再契約なのか、別々の契約なのかについては、本年度の弁護士委託契約は、本年6月1日付けで新たに締結した弁護士委託契約であることから、別々の契約とのことで御理解を願います。

2点目、「令和6年9月17日付け、弁護士委託契約の委託料は委託事務の処理に要した時間を乗じて算出することとされているが、支払額は幾らとなり、いつ支払いが完了したのか。記録は町に提出されているか」についてお答えいたします。

昨年度、弁護士業務委託契約書に基づき支払いをさせてもらった額は、9月から1月稼働分として、108万1,300円を今年3月6日に支払い、2月から4月稼働分として46万6,070円を今年6月18日に支払っております。結果、令和6年度の弁護士業務委託の合計額は、154万7,370円となります。

次に、記録は町に提出されているかについては、それぞれの弁護士先生の単価で相談時間に応じた明細書が町に提出されております。

3点目、「第2号の委託料内容では町が所有する土地、建物の処分に係る契約書の作成、現契約者との賃貸借契約の終了に係る書類の作成が主であるが、契約書作成は行われ、提出されているか」についてお答えいたします。

今現在、まさに町及び町弁護士は、ニュー・グリーンピア津南施設内に所有する土地、建物の処分に係る契約書作成や、現賃貸契約者である㈱津南高原開発様との賃貸借契約終了に伴う新たな契約など、10月以降の契約の在り方、契約内容等について鋭意協議及び各種書類作成の準備を進めている段階であり、現時点、成果品としての契約書等の作成、提出はございません。

4点目、「令和7年6月1日付けの弁護士委託契約内容は、前年の内容と変わらないが、委託料が500万円に増額されている内訳は何か」についてお答えいたします。

先ほどもお答えいたしました。今現在、町及び町弁護士は、ニュー・グリーンピア津南施設内に所有する土地、建物の処分に係る契約書作成や、㈱津南高原開発との賃貸借契約

終了に伴う 10 月以降の契約の在り方、契約内容等について鋭意協議中であり、今後、これらの協議終了後は、種々必要な契約書等の作成をいただくこととなります。本年度は、昨年度と比較して弁護士に御相談を申し上げたり、意見を求めたり、専門的知見から御判断をいただくなかで、契約書等、必要な書類の作成業務が増加することが想定されたことから、本年度の基本委託料としては、昨年度の 200 万円を超えます 500 万円とさせていただいたところです。

5 点目、「契約内容を見る限り可能であると判断するが、A 社・B 社の購入意向書及び計画の詳細が機密保持を理由に議会に示されていないことや、現契約の今後に係る法律相談を議会として、契約先の弁護士に依頼することは可能か」についてお答えいたします。これまでもお答えしてきたとおり、A 社・B 社の購入意向書は、秘密保持に関する同意書を基に不動産仲介事業者であるサヴィルズ・ジャパン(株)に提出されたものであり、両社の購入意向書については、サヴィルズ・ジャパン(株)の許可なしに情報開示できないものと認識しています。

また、現契約の今後に係る法律相談を議会として、町弁護士であるシティニューワ法律事務所に依頼することは可能かについても、本弁護士委託契約は、町とシティニューワ法律事務所の二者間の委託業務契約であることを踏まえたと、議会として依頼しても、相談に応じることはできないと考えております。

大きな 4 点目、総合振興計画の前期基本計画と後期基本計画に関する御質問の 1 点目、「令和 7 年度中に策定する後期基本計画の基となる前期基本計画の評価・検証は、いつ、どのように行うのか。評価・検証の結果は議会に示されるのか」についてお答えいたします。

令和 7 年度中に策定予定の後期基本計画の基礎となる前期基本計画の評価・検証につきましては、今年度中に、後期基本計画の策定と同時に実施する予定です。具体的には、各施策に設定した数値目標や進捗状況を指標ごとに点検していきます。

評価・検証の結果につきましては、施策の達成度を客観的に明らかにするとともに、未達成要因の整理や新たに生じた課題を抽出し、その内容を令和 7 年度に策定する後期基本計画に反映してまいります。これにより、前期の取組を踏まえつつ、より実効性の高い計画を構築することを目指しております。

2 点目、「計画の期間は 10 年であるが、計画を策定した令和 2 年度はコロナ禍であり、さらに、現在の令和の米騒動を予想し得なかったなど、後期計画の中で抜本的に修正が必要な現状と課題、目指すべき方向性や取組があると考え、町として、どのように考え、どのように進めていくのか」についてお答えいたします。

御指摘のとおり、総合振興計画の期間は 10 年でございまして、策定した令和 2 年度当時は、新型コロナウイルス感染症による社会的影響が予想以上に長期化することを想定しておらず、また、現在直面している「令和の米騒動」に象徴される食料・エネルギーをめぐる環境変化についても計画段階では十分に見通すことができないものでございます。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年度に策定する後期基本計画においては、従来の枠組みに捉われず、柔軟性のある取組の見直しが必要であると認識しております。

一方、町の最上位計画でありますので、これまでも計画策定後に、震災など、想定外の事象は発生しております。後期計画における見直しとしては、それらイレギュラーな要素が

あったとしても、町の根本的課題であります、少子高齢化に起因する人口減少、労働力不足、諸物価高騰など、構造的に継続していく課題に対しての対応に向き合う必要がございます。

町といたしましては、前期計画での成果と課題をしっかりと検証した上で、環境変化に適切に対応できる後期基本計画を策定し、町民の皆様のお力添えを頂きながら、計画の実効性を高めてまいります。

以上です。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

それでは、大きな 1 点目の（1）の仕様書についてです。契約書に位置付けがやっぱり明記されていないのは私は問題があるなと思っていまして、津南町のほかの業務委託契約書の中にも仕様書がある場合、どこも明記されていないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

今回のニュー・グリーンピア津南につきましては、先ほどお話があったとおり、そこに明記は、議員がおっしゃるとおりされていないということではございます。ただ、これは二者間で締結された契約でございまして、そのなかで、仕様書の位置付けについては確認し合っているというところです。今、議員御指摘のほかの契約書なのですが、全て他の契約書の中に「仕様書のとおり」という文言があるかどうか、契約によっては当然、ある契約書もありますし、場合によってはもしかしたら記載の無いものもあるかもしれません。これはすみません。全てが全てあるかどうかということは、今現在、お答えすることはできない状態です。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

昨日から最難関のものだと町長は言っていますけれども、逆に、そういうものこそ仕様書をしっかりして契約書にうたっていくべきだと思います。あるものもないものもあるのはわかりますけれど、今回について、やはり契約書に仕様書のことやうたっていないくて、なおかつリゾート再生ということも契約書にうたっていないとなると、実際、契約書上のほうが優位に働くと思います。そうすると、リゾート再生のことをしなくても、ただ不動産譲渡とかを進めていくということで認識できてしまう契約書というのを、町はそれでオーケーしたということではないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

その辺がしっかり明記をされていなかったのかどうかというような御質問だと思っています。先ほども少し御説明を差し上げましたが、町では、この契約に当たりまして、御案内のとおり仕様書というものを作りました。先ほど、町のほうからも答弁ありましたが、委託に当たっての町としての基本方針というものがその仕様書の中でうたわれています。時間が無いので一つ一つは読みませんが、4点ほど基本方針としているということです。それが将来に向け、ニュー・グリーンピア津南が町の観光拠点として、長期的、安定的に運営されるということ。また、町の地域資源、産業等を積極的に活用すること、環境保全を図ること。また、町の財政負担を極力減らすことができること、というような基本方針ということで仕様書ができています。これを受けて、先般、委託契約者という中身を先ほど申し上げましたが、明記はしてございませんが、二者間で町とサヴィルズ・ジャパン（株）との間で、この辺を踏まえて契約をしたものだというところで御理解いただきたいと思えます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

基本方針がやっぱりすごく重要なわけですよ。それが契約書の仕様書にも載っていないという、やっぱりこの辺について、前の担当者の総務課長が変わっているということもあるとは思っているので、副町長、その点はどのようなのでしょうか。こういう契約書で大事ななかで仕様書が無くて、でも、仕様書の中にはしっかり基本方針はあるけれども、口頭で確認し合っている。これは行政の事務手続上、できなくはないと思いますけれど、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

私も現総務課長が申した認識でございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

続いてですけれども、5月に業務完了で9月に出されたものと、あと、5月にも報告書

が outされています。そのサヴィルズ・ジャパン(株)さんから5月に出された報告書の6番の入札結果という所に記載されている購入意向書・提案書というのは、サヴィルズ・ジャパン(株)さんのほうから町には提出されているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議員御賢察のとおり、当然、町が委託し、サヴィルズ・ジャパン(株)さんのほうがこの意向書を2社から取ったということで、それについては、最終的には町に提出をされているということになります。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

町に提出されているのであれば、やはりその報告書というのは、我々議員もそうですが、見せてほしいと言え、やはり業務も完了しているのであれば議会にも提示できるものだと思うのですが、これはどうでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

先般、議員の皆様からもそのようなお話をお聞きしているということで承知はしてございます。今現在、私どもの認識といたしますと、あくまでも私どもは確かにサヴィルズ・ジャパン(株)さんをお願いをしたなかで、A社・B社の2社から意向書が出てきたということなのですが、私どもはこの意向書については、サヴィルズ・ジャパン(株)さんに提出をされたというふうな認識でございます。したがって、先ほどの町長の答弁にありましたが、A社・B社の全てを開示するということになる、まずもって、サヴィルズ・ジャパン(株)さんのほうの意向確認、こういったことも許可を得るということも必要なのだろうとは思っています。そういったことを経て、最終的な判断ということはきっと町ではしなければいけないというふうには思いますが、今現在はそうのように思っています。加えて、サヴィルズ・ジャパン(株)さんがこのA社・B社から購入意向書を提出していただく時の秘密保持契約というものも、サヴィルズ・ジャパン(株)さんとA社・B社との間で結んでいるのだと思います。そうすると、サヴィルズ・ジャパン(株)さんがA社・B社の購入意向書を両者に聞いて確認をして許可・了解を得なければ、なかなかサヴィルズ・ジャパン(株)さんもすぐに開示がオーケーということにはならないのかな、と。それは逆に言えば、サヴィルズ・ジャパン(株)さんの信用失墜になるというような恐れもありますので、町としては、そこを慎重に判断をせざるを得ないと思っています。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

町の認識は分かりましたが、やっぱり認識が苦しいなというふうに思っています。今、総務課長は「最後は町の判断だ。」ということで、それは私もそう思います。町民説明会においても、「A案・B案の両方の内容が分かった上でないと町民として判断できない。」というような意見も聞かれました。私自身も言われましたし。というなかで、契約書の内容を課長や副町長は見られると思うのですが、機密保持の所には、「自らの責において本目的達成に必要な範囲に限り秘密情報の開示を行うことができる。」と。その（1）に甲の職員、町の職員、特別職及び議会への開示が契約書にうたわれているわけです。そういうなかで、契約書の内容から見てもサヴィルズ・ジャパン㈱がA社とB社と秘密保持をしているにかかわらず、町の判断として、町が議会に「これだけの状態になっているのだからしっかりやっば見える化しましょう。」ということで判断して開示できるのではないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

先ほどと少し答弁が重なってしまうかもしれませんが。最終的には町の判断ということにはなりますが、先ほど私が答弁させていただいたところをしっかりと踏まえて、そういった手順をしっかりと踏むなかで、最終的な判断はすべきだと思っています。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

ということは、サヴィルズ・ジャパン㈱さんに確認してオーケー、A社も出てきていないと思うので、すごい細かいことというのは我々にも。意向書は出てきていないので、A社にも聞いたり、B社にも聞いたり、サヴィルズ・ジャパン㈱さんからしてもらって、どちらも出していいよと言ったり、片方だけ出していいよと言ったら、片方は出せるというふうに町は進めていっていくれるということでもいいのですか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

この点については、以前、議員の皆様からそういった要望があったものですから、町と

してもサヴィルズ・ジャパン(株)さんに確認した時には、これはあくまでもサヴィルズ・ジャパン(株)に提出されたものなのだというので、議員開示はできないということ、これは少し前の話なのですけれど、という回答は頂いています。ですから、A社・B社うんぬんのところまでは、サヴィルズ・ジャパン(株)さんが確認をしたなかでそういったお答えだったのか、あるいはサヴィルズ・ジャパン(株)さんの見解なのか分かりませんが、以前はそのような御回答を頂いています。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

しっかりと認識なのですけれど、基本は町がまずサヴィルズ・ジャパン(株)さんへお願いしたのですよね。ということは、一番権利を持っているのは町なわけですよね。町がその業務が終わって、報告書をもって、提出もされているものを、契約書の中にも町が議会に出していいとなっているのに出せないというふうに言っているわけですよね、今でも、その認識でいいのですけれど、一応、それが今のやり取りの事実だと。それはサヴィルズ・ジャパン(株)さんが出せないと言っているから出せないのだと。契約上では出せるということにはなっていると思うので、今、この確認です。そのようななかで、この議会への開示と同じ1項に「町職員への開示も可能」となっているのですけれど、町職員には開示したのか、また、開示したのであればどの範囲なのか教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

提案書までは開示はしておりません。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

それでは、優先交渉権を付与するといった時にはどのように。それも開示しないで、どのように誰が決めたのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

以前、議員さんにお示しした評価書を課長会議等で諮って、その評価書によって判断させていただきました。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

その評価書を作る時に審査会みたいなものをしなければいけないわけですよ。まず、その評価がどうであったかというのをA社もB社も見て、いろんな人と判断して、それを課長会議にかけるとのことだと思っておりますけれども、その前の段階のことは副町長、どうですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

評価書の中にAとBの提案内容を折り込んだなかでの評価でございますので、いわゆる購入意向書の中身を載せたような評価書になっていたかと思いますが、それによって判断させていただいております。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

質問の方法を変えますけれども、では、逆に言うと、その中身を全部知っている職員とか特別職はどなたなのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

いわゆる購入意向書の中身ということでしょうか。購入意向書の中身全部を知っているということになりますと、町長、私、総務課長、全てを知っているとなると、その3人だと思います。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

それと、もちろんサヴィルズ・ジャパン(株)さんは知っているとは思っているので。ということは、その3人と助言者であるサヴィルズ・ジャパン(株)さんでAに決めたということではないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

すみません。1人忘れていました。企画財政班長も担当として中身は知っております。それで判断させていただきましたけれども、課長会議で諮ったなかでの、あと、町長がそれぞれ様々な団体の代表者等とお会したなかでの判断でございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

課長会議に諮ったというところの議事録はあるのですか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議事録については、この会に限らず、課長会議については、それぞれ各課長が会議の復命等々をしているということです。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

それでは、課長会議にかける前の町長、副町長、総務課長が決めた、審査会と呼ぶのかも言葉が無いですが、その3人で決めた議事録はあるのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

その部分の議事録はございません。3人で協議したなかで決めたことで、議事録等は作成しておりません。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

なぜ作成しないのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

私どもで評価書の中身を精査したなかで課長会議に諮ったものでございまして、きちんとした議事録を作成する会議ではないということで御認識いただければと思います。

議長 (恩田 稔)

11 番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

今話を聞いていると、非常に重要な会議であるというのは副町長も認識していただけるのだと思うのですが、ただ、その場合にやっぱり専門的な知識を持った方が入っていない。行政の職員だけで、特別職と課長で決めている。このプロセスとか協議をした足跡が無いというのは、余りにも透明性が無いのではないかなと。契約書上でも議会にも出せるという内容にもなっていたり、でも、中身を知っているのはその4人しか町の中にはなくて、透明性はもうちょっと私は津南町はあると思っていますのですけれども。津南町は情報公開条例があると思います。その目的というのは、やはり「町民の知る権利を保障して、町民参加による公正で開かれた町政の推進に起与する。」と。公開しないことができる情報というのがありますが、それとはこれは合っていないと思っています。そういった、今、私が話していること、やっぱり透明性はあると言えるのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

打合せ等、かなりやっていますが、それぞれ一つずつ、いわゆる会議録というのは作っていません。ですので、透明性・公平性のなかで行政は進めておりますが、情報公開で言えば、議員おっしゃるとおりでございまして、透明性の担保は町としての責務でございまして、今回の三役でいろいろとサヴィルズ・ジャパン(株)さんも含めて審査したなかで、その情報について評価書の中で各課長に示して、最終的な判断をしたというところでございます。

議長 (恩田 稔)

11 番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

先ほども言った町民説明会で、町民も知りたくなくなっているわけです。皆さんが説明していった。議員も知りたい。できるものになっていて、でも、知っているのは4人しかいないという、ここはすごくやっぱり、この大きな最難関でやるなかでのやり方ではないのだと思うのですけれども。ということは、課長会議が町の最後の、最高の判断だったというふうな認識で私はいいのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

当局としての最終は、庁内の会議で決めさせていただきました。その以前に、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな方の意見を聞いたなかでの判断でございますけれども、行政内部の判断は、課長会議で決めさせていただいたということでございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

本当にしつこくて申し訳ないです。その購入意向書を出してはいないということですよ。だから、全ての情報を開示して、各団体の長だったり、課長会議にはかけていなく、あくまで我々も持っている評価書で説明したということでもいいですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

議員御認識のとおりでございます。提案書につきましては、B社と言いますけれども、B社のアイデアとか財産とか様々な条項が含まれておりまして、これを外に出したとき、例えば、B社のこれからの運営に差し触りがある可能性もございますので、出していないというところも一つの要因というかでございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

もし、差し触ることが逆になれば、開示していただきたいと思います。

続いて、大きな2番のほう行きます。こちらも同様で、やはり仕様書がこれだけ大きい金額でなくて、昨年度の同様の仕様書で、サヴィルズ・ジャパン(株)さんと確認している、と。これは本当に行政として、もう少し仕様書まで載せていただいて。なおかつ、譲渡移行

等支援業務についての仕様書は無いということでもいいのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

先ほども申し上げ、町長答弁のほうでも申し上げましたが、まずもって昨年からの業務託については、昨年度作った仕様書を基に契約を結んでおるところです。そして、今年の契約については、仕様書そのものが大きく変わるわけでは、先ほどの町としての基本方針というのは大きく変わるわけではございませんので、そういった基本方針を踏まえたなかで。ただ、契約の一部は、やはり変更しなければいけない部分はあるだろうということで、二者間で相談をしながら取決めをして契約を結んだということになります。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

この点、やっぱりサヴィルズ・ジャパン(株)さん、私の前回の一般質問でもそうなのですが、結局、随意契約でやっていて、相見積りも取っていないで、予定価格もなくという、結構危ないことをやっていらっしゃると思うのですけれども。そのなかで、今のも昨年度の仕様書どおりにやっていくとなってしまうと、もうもはやサヴィルズ・ジャパン(株)さんと契約するしかないということになっていくと思うのですけれども、それは行政手続上、本当にいいのですか。これは何かに抵触したりしないのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

地方自治法、町の財務規則には抵触いたしません。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

確かに、県にも確認しましたがけれども、「町の判断だということで、副町長がそう判断すればそうなのでしょう。」と。ただ、何か払拭できない懸念みたいなものがやっぱり残ってしまいますよね。ずっとなぜその 330 万円から、しかも、次のところで成功報酬と言っていたものを途中で成功報酬型業務委託料という、何か新たに初めて聞いたような、ふるさと納税みたいなものがそういうふう当たるのかな、なんていうふうに個人的には思っていたのですが。しかも、先ほど、病院ではあったけれども、町としては初めてだと。この最

難関だからこそ初めてなのだという言い方もできますが、最難関だからこそしっかりとした手続をしていかないと透明性が欠けるのだと思うのですけれど、その点、副町長はいかがですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

仮に、例えば随意契約の問題とすると、令和6年度、サヴィルズ・ジャパン㈱さんと随意契約を結びました。これは、秘密の保持の情報等の理由で随意契約とさせていただいたのですけれども、令和7年度につきましては、その情報は全てサヴィルズ・ジャパン㈱さんが持っているわけでございます。サヴィルズ・ジャパン㈱さんと随意契約を結ぶのが合理的だという判断でやっていただきまして、決して隠すとか、そういうことは全然意図はしていなくて、町にとって一番優位な方法ということで、そういう処置を取らせていただきました。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

この7,150万円、私は税込みの話でしているのですけれど、この相見積りというのは、逆に言うともう取っていないということですかね。というふうになると、妥当性と信憑性というのはどのように判断したのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

令和7年度につきましては、先ほど申し上げたとおり、事業に継続性がありますので相見積りは取っておりません。そういう理由でございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

その金額の妥当性と信憑性は、どのように判断したのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

何回か前の議会でもお話しさせていただいたと思いますけれども、様々な所に金額の妥当性等を聞いたり、サヴィルズ・ジャパン㈱さんの見積書等の中で妥当と判断させていただきました。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

ただ、6月から9月までの3か月の契約ですよね。その3か月の契約の中で、窓口業務2,000万円とか、各助言・補助が1,000万円を超えている、3か月の業務で本当にこれだけ超えるというのが私としては妥当な金額に思えないのですけれども、そこは町の皆さんは、もうこれは妥当なのだということなのでしょうかね。3か月ですよ。3か月、毎日やったとしてというのも考えるとかなり高額で。やはりこの物価高騰で苦慮している町民の大切な税金がそこに使われていると思うのですけれど、それはいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

サヴィルズ・ジャパン㈱も相当な人員と労力掛けてやっておりますし、電話とかメールでかなりやり取りをしているなかで、私どもとしては、金額は妥当なものだと判断させていただいているところでございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

大きい2番の（3）になりますけれども、やはり私は、この契約書は本当にサヴィルズ・ジャパン㈱さんと協議しているというより、強く要望、もうこれは契約を変えていただきたいなと思っています。やはり現状の契約書の内容だと、9月末までで協定書を作成したらサヴィルズ・ジャパン㈱さん自体は7,150万円を支払ってもらえることになって、期間も9月末までなので、業務が完了することになってしまうのです。今、一番重要局面の中の一つを迎えているなかで、7,150万円払ったら契約書上では、「いやいや、町としては、売買契約までと「若しくは」になっているので。」と言ったところでサヴィルズ・ジャパン㈱さんは「いや、「若しくは」なので、協定書をやっただけで、私たちはもう3か月間、相当な人数でやってきたので7,150万円ください。」、これで払うということですよ。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

私どもとしてはサヴィルズ・ジャパン㈱さんに、最後までお付き合いいただきたいという旨はお話しているなかで、口頭段階ですけれども、サヴィルズ・ジャパン㈱さんもそういうお話はいただいています。契約書の変更等については、これから協議してまいりたいと思いますけれども、令和6年度からやって、信頼関係というのもございますので、サヴィルズ・ジャパン㈱さんは、今、江村議員が言っているような対応は取らないものだと思っております。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

契約書には「思う」なんていうのは書いてないので、「思う」というふうにならずに、やはり契約書にうたうべきだと思っておりますし、逆に、その契約書にうたってあることでいくと、7,150万円を協定書ができた時点で払って、「そこで終わりですよ。」と言われた場合に、やっぱり新たな契約を結ぶという可能性もあるということですか。それはプラスでまた更に長くなっていくと思うのですけれども、そうすると、また7,000万円をたくさん的人数が掛かるから欲しい。これは町として、もしあると、「もし」ではないですね。今の契約上ではなってしまうので、その覚悟があるということですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

それは、まだこれからのサヴィルズ・ジャパン㈱さんとの協議だと思っておりますけれども、議員が言われたとおり町の財源も厳しいなかで、町民の税金ということでもありますので、私どもとしては、なんとかそこら辺は話合いの中で決着を付けていければと思っております。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

5月2日の全員協議会で配布されたスケジュールの中では、9月末に決済と引渡しと。これはそうならないですよ。ならないのですけれども、その時点では、9月末までサヴィルズ・ジャパン㈱さんとの契約であれば、何か安心はできるのです。ただ、今は、協定書は9月、売買契約書は12月末ないしは1月にいくと思います。決済をやっぴり見届けてもらわないと、いや、決済をやるときに㈱イントランスさんが「いや、聞いていたことと違うよ。では、10億円ではなくて8億円にするよ。」みたいなことになってほしくないのです。

期間は2026年3月末までに変更するべきであると思いますし、弁護士委託も併せて、やっぱり決済まで面倒を見てもらうように、しっかり覚書きなり契約書にうたうということを考えられませんか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

江村村議員のお気持ちは十分伝わっておりますので、検討させてください。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

契約書は本当に大きいことだと思うので、いくら「話をしていたじゃないですか。」は、もはや何かそういう正式なことで言ってしまうと、私たちのほうが弱い立場になると思います。やはりそうなってほしくないの、皆さんもそうなってほしくないはずなので。ならないと思っているけれども、なってしまうような中身になっているので、ここはお互いに協力し合いながらやっていけたらなと考えております。

弁護士費用の契約のほうなのですけれども、まだ売買契約も無いので提出されていないというのはそうなのだろうなということで。先ほど、吉野議員のところ、町民説明会資料で損益を出したことについて、町長が弁護士に確認しているというふうに言っていました。資料に明日から反映できるか確認しているというのは、何か問題があったということで理解を僕は今したのですけれども、弁護士まで聞いているということは、そういうことがあったということなのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

向こう側の認識と我々の認識が違うということでございます。我々は、町長が言ったとおり、賃貸借契約に基づいて町長が受け取って、それを議会の資料として町民代表たる議員の皆様を示したということで、できるのではないかと踏んだのですけれども、ちょっと認識が違うので、その認識の違いについて照会を掛けているというところでございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

（11番）江村大輔

弁護士の委託業務については、契約書上では主に契約書の作成と、先ほど説明があった

書類の作成になっているのですが、今、その弁護士、代理人というふうになって進んでいっているのだと思います。雇用の問題とか、取引先の問題とか、債務の問題というのが契約書の中でいくと、書類を作成するとかの関係の相談ごとは入っていますけれど、代理人業務的なものは入っていないように感じているというか認識しています。今後、いろんな弁護士さんが出てきたときに、町はシティユークワさんを代理人とすると言ったときに、この契約でいけるのか、それとも新たに弁護士の代理人の業務委託が必要になるのか、これはどのように副町長は思っていますか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

例えば、電話の窓口とか書類の受渡しを弁護士同士でやってくれとなると、まだそういう契約ではないので、今、議員がおっしゃるとおり、そういう代理人の契約は新たに結ぶ必要はあるのかなと私は考えております。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

契約書を見ると、今回で言うと 500 万円まで積み重ねてですよとなっている。その中に代理人業務も入れてもらうみたいなものは、まず、そういう交渉はやっぱり難しいのですか。入れてもらっていたほうが、今はもういろんな所でそういう弁護士さんが代理人で出てきたときに、全部代理人ではないから町になると、町の皆さんがそれぞれの弁護士さんと対峙して考えていくということになると思うのですが。でも、もしなければ、それでいくということですよ。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

議員おっしゃるとおりで、弁護士同士でやったほうが良い場面も良い案件もかなりあって、なかなか私どもの分からないこと振ってもらっても業務の支障になりますので、弁護士同士での話し合いをしているなかで。御承知のとおり、この弁護士の委託料契約につきましては、時間と先生方の単価でやっていますので、そこら辺は入れ込むことは可能なのかなと思っています。また弁護士のほうと相談をさせていただければと思います。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

町長もやっぱり答弁で、弁護士さんと対応する、答弁なのか、総文福祉常任委員なのか、そういう所で発言されていますけれども、やはりそれは簡単なことではない。助言のレベルではないので。やはりそういうことを契約書上でもうたっていないのに、「いや、弁護士に任せているので。」みたいになってしまうと、「財政が厳しい。だから、ニュー・グリーンピア津南再生で。」と言っているのが話と今やっている行動がずれてきてしまうのではないかなというふうに思うので、やはり今回も 500 万円なんだったら 500 万円で収まるのか分かりませんが、そういうふうに皆さんも工夫、工夫ではないですけど、やっていただきたいです。

やっぱり 9 月に入っているにもかかわらず、協議しているとか検討中というのが多いと感じているので、難易度が高いというのが分かるのですけれども、やはり取組が拙速だと私は感じております。それも町長からも御理解いただきたいです。町民にも理解していただきたいというのあれば、我々も町長から理解いただきたいです。見えないということが不安や懸念になっていますので、その不安や懸念を払拭きできるように町民に見える化していただきたいですし、町長が引っ張る行政と議会が力を合わせて、この難易度が高い最難関を一緒に乗り越えていきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（恩田 稔）

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

—（午後 0 時 06 分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後 1 時 00 分）—

議長（恩田 稔）

9 番、栗原洋子議員。

(9 番) 栗原洋子

それでは、通告に基づきまして大きく 3 点お伺いします。

1. まず一つ目、90%の公立病院が赤字は異常事態です。住民の健康や命を守り、医療費の抑制政策からの転換について伺います。

政府は、骨太方針 2025 を閣議決定、医療、介護関係予算について「医療、介護をはじめとする社会保障の予算について、高齢化の伸びに加えて、人件費、物価高等や病院経営安定などを勘案した増額を行う方針が明示」されました。

自治体病院の 9 割が赤字経営のなかで、県立病院の診療所化や医療機能の後退を危惧しています。特に、過疎地域、豪雪地域の医療の役割と夜間診療の後退など、住民は不安を持っています。過疎地域に住む町長からは今まで以上に国や県に対し、病床削減に補助金ではなく、病院運営の窮状を訴え、地域で病院経営が成り立つ診療報酬の引上げと緊急財政支援を強く要求するべきではないでしょうか。見解を伺います。

2. 大きく2点目、ニュー・グリーンピア津南売却に関わる問題を伺います。

7月11日、町は優先交渉権を㈱イントランスに決めました。その後、期待もあるなかで、住民からは不安や疑問など多数寄せられています。町民説明会の中でも情報開示をできるだけしっかり伝えていただきたい。必要な情報を開示していただきたいと思いません。

- (1) 町民は、ニュー・グリーンピア津南がホテルとして再生できることを望んでいます。優先交渉先とその確約を取っているのか伺います。
- (2) ㈱津南高原開発の債務処理について、6月議会で「町には一定の責任があり、前向きな協議を関係者です。」と議会答弁がありました。だとすれば、その債務の内容と保証人の開示、また、言われている債務以外に㈱津南高原開発に関わる債務があるのか、また、その保障人の開示もするべきではないでしょうか。そうしないと、町民も議会も公費投入の判断ができません。この件を伺います。
- (3) 水資源を守るために水環境条例制定はいつできるのか、進捗状況を伺います。
- (4) ニュー・グリーンピア津南に働く人たちの雇用を、町としてもっと踏み込んで対応することが責任ある対応ではないでしょうか。現在、どういうふうに対応しているのか、伺います。
- (5) ㈱津南高原開発との契約は9月末日となっています。延長はないと言ってこられました。ここに来て、延長を12月とも来年3月とも言われている理由を伺います。
- (6) 10月以降、3月まで予約が入っていると聞きますが、10月以降の経営がまだ決まらないのに誰の責任で予約を取ったのか、伺います。
- (7) 優先交渉をしている㈱イントランスの具体的意向プランが見えません。いつ開示されるのか、伺います。

3. 大きく3点目。農地の抜本的渇水対策について伺います。

今年も異常高温が続くなか、水不足が起こっています。特に、大谷内ダム水系は毎年ダムの水が足りない。以前から言われてきた第2大谷内ダムがいよいよ必要と思いますが、上流域に造るのが無理なら中流域に造ることも、今後、土地改良区や町が研究してよいのではないのでしょうか。また、大谷内ダム水系700ha以上と言われているようですが、建設当時の設計水量は転作面積が加味されていたのか、当時は300haの農地があったそうです。政府は、コメの増産体制に政策変更をしました。このことについて、町長の見解を伺います

壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原悠）

9番、栗原洋子議員にお答えいたします。

大きな1点目、「今まで以上に国や県に対し、地域で病院経営が成り立つ診療報酬と緊急財政支援を要望すべきではないか」についてお答えいたします。

さきに全国自治体病院協議会が取りまとめた令和6年度の公立病院の決算状況調査によると、86%の公立病院に経常損失が生じていると報告されております。

津南病院におきましても、人口減少やコロナ禍後の診療の変化などにより収益は大きく減少し、物価高騰や人件費の上昇もあり、令和6年度の医業収支は約マイナス4億7,313万円となりました。

過疎、豪雪地、そして、不採算地域にある自治体病院は、単なる医療機関ではなく、地域住民の命と暮らしを守る極めて重要な役割を担っています。地域医療の確保とともに持続的な病院運営に大きな支障をきたすため、国に対しては、全国町村会、全国自治体病院協議会、全国自治体病院開設者協議会等において、令和8年度の診療報酬改定に先立ち、公立病院の運営等について財政措置を要望しています。県に対しても、診療報酬の見直しを国に働きかけるよう要望しております。

津南病院の経営健全化への取組を図るとともに、国・県へは引き続き、制度的、財政的支援をはじめ、必要な措置を行うよう強く求めてまいります。

大きな2点目、ニュー・グリーンピア津南売却に関わる問題に関する御質問の1点目、「町民はニュー・グリーンピア津南がホテルとして再生できることを望んでいる。優先交渉先とその確約は取っているのか伺う」についてお答えいたします。

先日、優先交渉権付与した㈱イントランス様が議会にも直接御説明したとおり、㈱イントランス様は、現ニュー・グリーンピア津南の施設内にある建物及び土地等を現状有姿で購入する意向を示しています。㈱イントランス様は今後、グローバルホテルブランドの誘致や、それに見合うためのホテル改装・リノベーションを行い、1人当たりの平均客室単価を徐々に上昇させ、稼働率を上げていくことで安定した誘客を図る戦略をお持ちです。

加えて、今後は町及び町議会、町民との話し合い等を重ね、様々な御要望や御意見をお聞きすることで魅力あるコンテンツを追加し、また、町の持っている元々のコンテンツや周辺とのコンテンツも合わせながら、これまで以上に安定した集客を有することで、ホテル再生をする計画となっています。

お尋ねのホテル再生の確約は取ってあるかについては、現スケジュールでは、9月末までに㈱イントランス様と間で協定書を締結し、11月中旬に仮契約、12月議会議決を経て本契約となる現計画であることから、確約という言葉の意味からすると、確約は本契約締結終了後になると考えます。

2点目、「㈱津南高原開発の債務処理について、6月議会で「町にも一定の責任があり、前向きな協議を関係者です。」と議会答弁があったが、だとすれば、その債務の内容と保証人の開示、また、言われている債務以外に㈱津南高原開発に関わる債務があるのか。又はその保証人の開示もするべきではないか。そうしないと判断できないが」についてお答えいたします。

従来から申し上げているとおり、㈱津南高原開発様という一民間企業の債務処理について、町が法的にその救済義務を負うことはありません。ただし、町として法的責任が無いからといって、あのような特異なリゾートゆえ、町が一方的に得をするような差配はいたしませんと当初から申しております。また、今後、第四北越銀行様はじめ銀行団の融資判断がどうであったかも十分にお聞きしながら対応してまいりたいと思っております。現在、㈱津南高原開発様の債務処理につきましては、㈱津南高原開発様とその顧問弁護士、債権

者であります第四北越銀行様はじめ銀行団及びその顧問弁護士により、また、あるいはそこに津南町、町弁護士も加わるなかで、債務の処理問題について鋭意協議を進めている段階であり、現時点で明確なお答えはできませんが、協議結果が明らかになった時点で議会の皆様にも改めて御説明申し上げたいと思います。

また、一民間企業の債務処理、その内容、保証人の開示等は、現時点、津南町としては開示は差し控えさせていただきたいと思います。

3点目、「水資源を守るために水・環境条例制定はいつできるのか、進捗状況を伺う」についてお答えいたします。

これまでも議会の皆様には、既に御説明をしてきたとおり、町と優先交渉権を付与した(株)イントランス様とのこれまでの話合いのなかでは、御懸念の水資源・環境保全のために、津南原水道の水源地及び反里口・秋成集落湧水地については、引き続き町が所有・管理し、(株)イントランス様とはこの部分は借地契約にすることで協議を進めています。

お尋ねの水・環境条例の制定については、先日、水資源等の自然環境条例に鋭意取り組んでおられる先進地の妙高市を議会に同行させていただくかたちで、町も一緒に研修をしてまいりました。現在、この視察や他の自治体が定める優良条例等を参考に、条例整備を進めている段階であり、今後、素案がまとまり次第、皆様にも御説明を差し上げますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

4点目、「ニュー・グリーンピア津南に働く人たちの雇用を町として、もっと踏み込んで対応することが責任ある対応ではないか。現在、どう対応しているか」についてお答えいたします。

先ほど、吉野議員の御質問でもお答えしたとおりであります。ニュー・グリーンピア津南施設の現テナントであります(株)津南高原開発様が雇用する社員、パート社員の今後の対応について、未確定事項の多い今現在、町の立場で言及することは大変厳しいところではありますが、優先交渉権を付与した(株)イントランスは、売買契約完了後、(株)津南高原開発様の従業員については本人の御希望・御意向等を確認した上で、また、現取引事業者についても可能な限り取引継続が可能となるよう、十分に配慮することとしております。町といたしましても、現従業員、現取引事業者について、新たなオペレーション会社の下で、引き続き再雇用やお取引をいただけるよう要望してまいりますとともに、町といたしましては、町独自の転職相談会やハローワークとの情報連絡体制の強化、また、今後の様々なことごとく生じるアレンジメント等も真摯に対応させていただきながら、町の雇用をしっかりと守っていくということはお約束いたします。また、国に対しても、このような観光面での雇用支援策があるか照会を掛けておりまして、具体的な担当者が今後、調整される予定でございます。

5点目、「(株)津南高原開発との契約は9月末日となっている。延長は無いと言ってきた。ここに来て、延長を12月とも来年3月とも言われているが、その理由は」についてお答えいたします。

既に御説明をしてきたとおり、町は今年4月に入ってサヴィルズ・ジャパン(株)を介して、ニュー・グリーンピア津南施設の建物・土地等の入札を行いました。その後、5月2日に臨時全員協議会でお示しした「ニュー・グリーンピア津南 マーケティング結果報告」及び、私自身、購入意向書を提出した2社にお伺いして直接インタビューをしたり、先日、7月

11日、2社のうちの1社である㈱イントランス様に優先交渉権を付与したところです。この優先交渉権付与に当たり、私なりに町民の皆様のお声をお聞きしたり、また、事実に基づいた評価書を作成し、課長会議に諮りましたし、町内事業者の代表の方々に御意見をお聞きし、入念な議論、候補者の面談を繰り返し、より慎重に判断することが肝要であるとの思いから、想定よりも長く時間を要しておりました。町の将来を大きく左右する重要な施策・事業に係るための英断には、必要かつとても大切な時間であったと捉えております。こうしたこともございまして、その後、優先交渉権を付与した㈱イントランスとの協議にも遅れが生じ、当初7月末までに不動産売買契約の締結を終了し、9月末には不動産の決裁・引き渡しをする予定ではありましたが、前述の時間を要した影響もあり遅れが生じ、今日に至っているところであります。

再三申し上げますが、本件は日本の高度成長期からバブル期の資産処理の最難関の一つ、日本の代表的な課題の一つでございまして。当初、㈱津南高原開発様との賃貸借契約が終了する9月末、10月以降は新たな会社でのホテル経営を想定していたところでありますが、スケジュールがずれておりますことから、現賃貸借契約者である㈱津南高原開発様と来年度3月末までの新たな契約を締結するため、現在、町及び町弁護士と㈱津南高原開発及びその顧問弁護士と契約更新等について鋭意協議をしているところです。議員には、なにとぞ諸事情御賢察の上、御理解のほどお願いいたします。

6点目、「10月以降3月までに予約が入っていると聞くと、10月以降の経営が決まらないのに誰の責任で予約を取ったのか伺う」についてお答えいたします。

前述したとおり、当初、10月以降は新会社でホテル経営等を行う予定でありましたが、先ほど述べた理由により当初想定したスケジュールに遅れが生じる可能性が高まっておりますため、㈱津南高原開発様と相談し、スキー場をはじめ冬期間のホテル営業に係る顧客予約について、来年3月までは御予約いただくことを町で許可したところです。

7点目、「優先交渉をしている㈱イントランスの具体的なプランが見えない。いつ開示されるのか」についてお答えいたします。

先日、開催された㈱イントランス様と議会との懇談の中でも説明があったとおり、㈱イントランス様としては、この後、敷地を活用したプランなども含めて、まずは町民の皆様、議員の皆様、また、我々町当局に様々な方法でアプローチし、ヒアリング等を重ねながら、より多くの肯定的意見や否定的意見、各種要望等を踏まえ、ホテル棟を含めた周辺の開発につなげてまいりたいとお考えでありますし、県の今あるコンテンツや国等との連携も模索しておられ、おつなぎをさせていただいているところです。こうした手順を踏まえ、㈱イントランス様の具体的なプランについては、齟齬の無いよう、見えてき次第、順次開示をしておりますので、皆様からまた御覧いただきながら、御意見等していただければと思います。

大きな3点目、農地の抜本的渇水対策に関する御質問の1点目、「第2大谷内ダム建設について」と、2点目、「建設当時の設計水量に転作面積が加味されていたか」については関連がありますので、一括してお答えいたします。

今年6月から7月の降水量は、町内でまとまった降雨が非常に少なく、6月15日から7月14日までの1か月間で64mmの降雨しかありませんで、町内のダム、ため池等で貯水量が0%になるため池が出るなど、多くの地域で渇水となりました。大谷内ダムでも貯水率

が6%まで低下したことから断水となったところでは。

8月3日には国の農林水産大臣からも現地を見ていただき、渇水に対し、生産者と共に国からの支援について要望をさせていただきました。

町といたしましても、「津南町水稻渇水被害応急対策事業」を立ち上げ、干ばつ被害の防止のための干ばつ対策事業を行ったところでもあります。

今後の渇水などへの対応について、第2大谷内ダム建設について研究してはどうかとの御提案ですが、ダムやため池の建設には用地が必要となりますことから、土地改良区や関係機関と検討を進めていくことが必要と考えており、議員からも適地などありましたら情報提供をお願いいたします。

また、2点目の御質問ですが、津南郷土地改良区によりますと、「建設当時の設計水量には転作面積は加味されていない。」との回答です。

3点目、「政府はコメ増産体制に政策変更したが見解は」についてお答えいたします。

コメの需要と供給のバランスが崩れ、極端な価格の高騰が起こったことで、消費者の米離れが心配されることから、需要に応じた生産量の拡大は必要と考えます。しかし、資材等高騰による生産費が増加しており、農業者を守るためにはセーフティネットの確保も必要と考えます。コメ増産に伴い価格が下落することのないよう、進めていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

それでは、病院の関係で再質問させていただきます。先日2日、全員協議会の中で病院の経営状態が悪いというような報告を受けました。補助金も満額ではなくて、わずか4床分、1,640万円しか来ないというような経過の話がありました。経営が厳しいというので、診療報酬の改定、増額をずっと要望してきていましたけれど、「全国の知事会や町村会などでも診療報酬を上げてとずっと要望している。」、町長からもそういう答弁もありました。そういう状況のなかで、病院経営が厳しいということで、病院の職員の皆さんもそうですけれども、なぜ病院運営が厳しいのか、分かっているのか。そして、なぜ国は、診療報酬を上げて支援しないのか。そういう理由を病院事務長は分かっていますか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

なぜ病院経営が厳しいのかという御質問に対してお答え申し上げます。現在、議員おっしゃるとおり、令和8年度に向けて診療報酬改定の様々な検討がなされているというところがございます。私ども、この魚沼圏域の中で、津南病院の役割というところを考えております。国に対しても、そういうような医療構想、地域での役割、そういったところに支援する、あるいは現在、物価高等々によって病院経営が厳しいということがございますが、

当院もそのような状況のなかで厳しい状況でございます。様々なところにおいて、要因というものはあるかと思えます。それに対して、町長答弁にありましたとおり、国に対しても関係団体を通じて、あるいは町長が県に直接というようなかたちのなかで要望しておるところでございます。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

昨日も村山議員への答弁で町長は、「来年の診療報酬の改定に危機感を持っている。」というふうに言われていました。本当にそうなのです。危機感を持っていないと大変なことになるのですが、もっとこの現場から、本当に運営が大変なのだという窮状を国や県に現場から声を上げていかないと駄目なのです。運営審議会の中でも、そういう「診療報酬を上げてくれ。」と、そういう話は出ていますか。経営改善のための数字だけを並べても駄目なのです。そういう「診療報酬を上げて。」という声が出ていますか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

病院運営審議会委員からは、私どもが告示しました議題によって進めていただけてます。今後、そのようなお話があるやもしれません。そのようなときには検討してまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

現場からは補助金を欲しいために国に言うのではなくて、しっかりと「診療報酬を上げてくれ。」と、本当に泣きついて言うべきだと思いますよ。これだけ一生懸命に先生方や看護師、スタッフなどががんばって加算をしたり、いろんな工夫をしている。そして、診療科目も減らしたり、いろいろしているわけですよ。この間の話では、給食もレトルト食品になるというような話も伺いました。そんなことをしていても、本当に病院経営がうまくいくのか。そこはやっぱり診療報酬なのです。「全国一律に診療報酬上げてくれ。」と言っているのです。だから、それが無いから、国がしっかりそこを手当てしないから、もう全国で病院が閉鎖になったり、合併したり、統合したりしているわけです。だから、本当に現場からの。いや、苦しくないのだったらいいですよ。経営は十分余裕があるのだったらいいです。でも、こうして町からのお金も入れたりしてやっとな動いてるわけですよ。だから、それをもっと運営審議会の中でもテーブルに上げて、しっかりとがんばっていただきたいと思えますけれど、町長、どうですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

コロナ禍が開けてから非常に環境変化がものすごいスピードであって、この医療を取り巻く環境、非常に厳しくなってきた、病院経営が議員がおっしゃるとおり、全国の9割の公立病院で赤字がもう見込まれているし、来年の診療報酬改定を見据えると、更に厳しい状況になってくるというのは、公立病院を抱えております首長は皆が危機感を持っております。改革の進みが早すぎるということは私としても思っているし、皆が思っていることでありまして、しっかりと国の政治のほうに声を届けるという活動は今もさせてもらって、ずっとさせてもらってきているところです。これだけ声が上がってきておりますので、国のほうからは、早期に政治のほうを健全化していただいて、しっかりといろいろな党の協力の下で地方の医療をどのように守っていくか、真摯に政策議論を進め、実行に移してもらいたいと、そういうふうに思っています。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

病院のほうは最後にしたいですけど、運営審議会に議会からも2人出ています。そういう方たちを中心にして、そういう「診療報酬を上げて。」と国に声を上げる、事務長を先頭にそこをしっかりとやってほしいと思います。そうではなければ、審議会なんてあまり意味無いですよ。そんな、あの科を減らして、この科を減らして、そういう話ばかりしてたのでは駄目です。事務長、しっかりとってください。

それでは、病院のほうの医療の問題は終わって、ニュー・グリーンピア津南関係に入ります。8月30日、米原での説明会、町長も大変お疲れ様でした。私もまだ消化不良の状況です。今後、この話の発展で少しでも消化不良が改善されればいいと思います。もう一度、米原のほうにお出でいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、七つの項目ですが、一つずつ確認をしていきたいと思います。

ホテルの誘致、これは文書でまだ確約も取っていない(株)イントランスと懇談をして、8月6日、須藤社長もいらっしゃって懇談をしました。非常にこの地を何回も訪れていらっしゃって、真摯な対応をしていただきました。今まさに、その交渉中だと思いますけれども、言葉だけでなく確約をした証拠を示すことが必要だと思います。その中身のことはこれからかもしれませんけれども、途中でいいのですので、どういうふうな交渉をしているのか。確約は12月の本契約の後というふうに答弁がありましたけれども、それまでにはまだまだ何か月もあるわけです。その間に、どういうホテルになるか分かりませんが、その途中経過でもいいから議会に示してほしい、町民にも分かる範囲で示していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今、IHG グループ、どれかのブランドホテルをというお話で、まだそれは決まっていないのは御承知のとおりだと思います。それぞれの場面場面で話を進めてきているところでございますが、情報提供できる部分につきましては、町としても議会のほうには情報提供をさせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9 番、栗原洋子議員。

（9 番）栗原洋子

先ほども契約などの手順でいろいろ議論がありましたけれど、やっぱり一つ一つ手順を取っていく、契約もする、それを丁寧に進めていただきたい。全て終わって決まってから議会に説明をして、了解してほしいというのでは、私はその進め方はおかしいと思いますので、しっかり途中経過を分かるように議会にも住民にも示してください。

二つ目、柗津南高原開発の債務について、町長は「町にも一定の責任がある。」とおっしゃったわけです。この債務については、総額は皆さんも御存じだと思います。しかし、銀行などの中でもみんな額は違うわけですし、そして、個人の債務もあるような話を聞いております。それを開示しない限り、町からの公金を出したい、出すと言っても、町民も議会も納得はできません。だから、まだ開示できなければ開示した時点で、そこまでは公金なんて出せないわけですから。しっかりと契約をして、そして、公金が必要であれば、その中身を開示する。そういうふうにしなければ、住民も皆が納得できないと思いますので、その辺はかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

先ほど来、申し上げておりますとおり、一民間企業でございます。債務があるようでございます。この債務救済の法的な責任は、町にはございません。債務の救済、債務を補填するようなことでの支出は、現時点では非常に難しいと思われま。ただ一方で、協議するなかで、あれだけの特異なリゾートであります。非常に一生懸命管理をしていただいたおかげで、今、それでも老朽化は進んでおりますけれども、あの施設が保たれている状態です。そういったことでありますので、町としても、町が一方向的に得をするような左配をするつもりはありませんというお話は、議論の入口で既に何か月も前からさせていただいているところであります。今後、まだこれからになりますけれども、銀行団の代表であります第四北越銀行様、融資の御判断をされたわけですから、どのような御判断であったのかお聞きをさせていただくなかで、町として、どういうふうに皆で協力をしながら良い方

向に向かっていけるのか、出口を見出していければというふうに思っております。この辺のお話合いが非常に難しいところでございます、現時点では三者の弁護士同士の話合いで法的に進められております。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

非常に難しい問題だと思いますし、一企業だから町は関与できないとぼっさり切るわけにはいかないです。普通、民間でしたら町が関与する必要もないですし、公金を投入するなんていうことは、町民からしてもあり得ないことだと考えていると思います。町民の皆さんも。ただ、いろいろな事情があるようですから、しっかりと弁護士の方と相談をして、お互いの弁護士が入り、そして銀行が入りして、問題無く進めていっていただきたいと思いますが、私が考えるに少し難しいことがあるのではないかなと想像しています。町もそこにしっかりと踏み込んで、皆さんが納得できるようなお話を進めていっていただきたいと思います。そして、もし、公金を使わなければならない、そういう状況になったら、町民が納得できるようなかたちでしっかりと説明をしていただきたいと思います。

債務の中身も公表しようかなと思いましたが、町長のほうも現時点で明らかにできない、言えないということですので、開示も差し控えるということですから、今ここでは言わないですけど、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、三つ目の昨日から議論しております水資源、地下水の条例です。保全条例の進捗状況は、ずっと答弁がありましたので、私は深くお聞きすることはしないようにしたいと思います。反里口や秋成のほうは、現地を町長なり副町長は確認をしたのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

地元の水道組合の役員等にお聞きするなかで確認はしておりますが、なかなか水源というのがどうも特定できないというお話を聞いていて、大体ここ辺たりだろうという一筆を町のままにしておきます。あと、いろいろなお話をいたくなかで、提案いただいた方うちの担当が地図を付き合わせたり、これから現地のほうも確認できる所は、私と町長ではございませんけれども、担当者が確認していくようなことになるかと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

水源地については、ニュー・グリーンピア津南の敷地内だけではないですので、何箇所もあるわけですから、そこをある程度、地図で落としたり、現地に行って確認したりとい

うのも必要かと思えます。条例を今、きっと練り上げているのだと思えますが、その中にしっかり入れていただいて、条例が途中でもいいですので、途中でどういうふうな条例を作るのか、ここまではできているというような途中経過を議会のほうにも示していただきたいと思えます。出来上がるまでにはまだ時間が掛かると思えますので、経過をしっかり伝えていただきたいと思えます。妙高市のほうでも視察を一緒にさせていただきました。妙高市のほうでもしっかり条例は作っているそうですけれど、その地域でまた条件が違いますので、しっかり進めていただきたいと思えます。

水源地、先ほど説明があったように、秋成や反里口、米原のほうなどのその部分は借地契約をするということで、地元の方にはそういうふうなお話もしているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

御承知のとおり、今回、8か所で説明会をして、ほとんどそういう御意見というか質問がありましたので、そういうお話はしているところでございますが、水道組合に直接のお話はまだしておりません。

議長（恩田 稔）

9番、栞原洋子議員。

（9番）栞原洋子

それでは、しっかりと進捗状況をまた聞かせていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

それから、雇用の問題です。（4）（5）（6）は関連がありますので、お聞きをしていきますけれど、非常に今、(株)津南高原開発で働いていらっしゃる方から直接お話を聞いたり、困っているというふうなお話も聞きました。誰でもそうですけれど、働いていて身分がそこで保証されていれば安心ですけれど、この先どうなるのか分からない、いつになったらクビになるのか、そういうことを考えていたら、本当に仕事も手につかないほど不安だと思います。ですから、通告でありますけれど、町長も本当にもっと踏み込んだ、しっかりした支援をしていかないと、今後、また困ったことになるかもしれません。働く人を守るためにどうしたらいいかというのは私も考えてきました。確認なのですが、9月末で一旦契約は終了します。それから10月から3月まで、町長は予約を取っていいということで予約が入っていますよね。その間は、従業員は今までどおり必要なわけです。その契約もしっかりしていかなければいけない。そして、予約を入れていいと言った時点で、まだ10月以降、全然どこが引き継ぐのか、(株)イントランスが10月からするのか、(株)津南高原開発がするのかも決まっていらないのに、予約を入れていいですよと言った町長の気持ちはどうなのでしょう。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

いずれにしても、すぐ閉じるのは困難であって、当初から、すぐに切り替えて、そこで一時閉鎖が行われて工事に入るといったことではないものですから、新しい会社が例えば今年の10月から入るとしても。例えば、10月に新しいオペレーション会社が入った場合は、(株)津南高原開発との関わりのなかで、どういうふうな立ち位置で入るかはあったと思いますが、いずれにしても、3月末まで走っていただくということは既に現実的なものがありますので、当初から「3月末までお客様は取っても構いません。」という話は町のほうからさせていただきました。(株)津南高原開発様との契約の相手方が私たち町になるか、新しいオペレーション会社になるかでしたので、この今の進み具合ということですと、既に答弁申し上げましたように、津南町と(株)津南高原開発様の間で、新たな契約を結ぶようなかたちで走ってもらうこととなります。私が以前、申し上げた、「もうやらないのです。」ということの意味ですけれども、切り取られて伝えられているようですが、「その先の方向性が見えてこない以上、ずっとこのままの運営を続けることが町にとって財政負担となるので、それはこのままずっと今のかたちで継続することはないです。」という意味です。ですので、今回、優先交渉権者が現れて交渉して、この先、新しく引き継ぎたいという方向でいる限り、今のようなかたちで進めていければというふうに思います。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

それでは、3月までは修繕やホテルの維持、そういう維持費とかは町が出すのか、その辺、詳しい話を詰めているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

今のところ、現在の賃貸借料の延長継続辺りをというお話ですので、それには御承知のとおり、30万円以上の修繕は町が持つというお話になっております。こちら辺の金額は別として、3月までは当然、町としての大家責任があると思いますので、修繕のほうは町が行っていくかたちになろうかと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

冬の間の経営ですからね。またリフトが壊れたとか、どこどここの修繕が必要になったとか、そういうふうにして町の持ち出しもあることを想定してやっていただきたいと思いません。

そして、4月以降はまだ運営がはっきり決まっていません。従業員の方は4月以降どうなるのかということも非常に心配しているわけですが、その3月までの契約をして、従業員の方も変わらず働いてほしいのだということで、しっかり(株)津南高原開発のほうからも、町からも、そういう従業員に対して説明はしているのですか。

議長(恩田 稔)

町長。

町長(桑原 悠)

ただ今、(株)津南高原開発様と弁護士を介しての話合いしかできておらない状況でありまして、ひとまず3月末まで走っていただくということは合意が得られそうですので、そこについて、今、詰めさせていただいて、この度、4月以降はどのような関わり方という話をしていければと思っています。こういった案件は、引き継ぐ側も引き継がれる側も両方、努力しないとうまく建物が維持できないものですから、なんとかその辺のところを(株)津南高原開発様に御理解をいただいて、皆ががんばって良い方向に、そして、何より従業員の皆様がこれから困ることのないようにしていかなければならないのではないかと、私としては、そのように思っただけをさせていただいております。

議長(恩田 稔)

9番、栗原洋子議員。

(9番) 栗原洋子

従業員の方が不安に思うのは本当に当たり前だと思うのです。だから、町も(株)津南高原開発もそうです。しっかり雇用の責任を果たしていただきたいと思いません。雇用の問題では、交渉中の(株)イントランスとどこまで詰めているのか、従業員の方とお話もしていきたい、個々に話をしていきたいというようなことも言われていますけれども、実際に契約が決まってからでないと、そこ辺の話はできないのかなと思います。どういうふうに話を詰めていけますか。

議長(恩田 稔)

町長。

町長(桑原 悠)

不動産のプロでも難しい仕事を今しておりまして、今、テナントであります(株)津南高原開発様の債務の問題が絡み、非常に複雑になっております。かつ、行政の財産でございますので、最高に難しい課題と思っただけだと思います。(株)津南高原開発様の雇用に

については、お互いの経営者が、(株)イントランス様と(株)津南高原開発様の経営者がしっかりとテーブルの上に乗って、従業員が困らないように話し合いをしていくことがまずは大切であると思っていますし、その間に町がアレンジメントをさせていただくということは、ぜひさせていただきたいと常々申し上げておりました、早くそのような場が設けられることを町としては望んでおります。冒頭申し上げました、そういった債務の問題が絡んでおりますため、第四北越銀行様との絡みもごさいます。町といたしましては、複数の関係者の皆様と話をしながら、その間に、私たちが直接ということではなくて、関係者の弁護士のなかである程度冷静に法的に詰めて、まずはそういった話を詰めないと、今、混乱が生じかねない状況であります。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

そういう交渉のなかで、やっぱり冷静に。当局のほうも、それから(株)津南高原開発のほうも、感情的になったりしないで冷静に交渉を進めていただきたいと思います。

4月以降、もし、ホテル棟を閉鎖するというようなことになって、2年掛かるのか3年掛かるのか分かりませんが、その間、雇用が全く、従業員がいないということではないと思うのです。冬場はスキー場の管理、ホテルのほうは3月まではありますけれど、4月以降も現場で外回りの仕事、草刈りをしたり、川の整備をしたり、ゲレンデの整備をしたり、様々な仕事があるかと思うのです。だから、そこで雇用は必ず生まれる。いくらホテル棟を休んでも、そういう外回りの仕事はあるというふうに思いますので、その辺もホテルを閉鎖しているから外も構わなくていい、草ぼうぼうになってもいいということではないと思うのです。夏場は本当に一生懸命草刈りをしたり、川の土手の所もみんな草刈りをしたりとか、いろんな仕事をしていらっしゃる。ほかに遊具とかもありますので、そういうところも受入れをどうするのか、そこら辺もしっかり今の交渉の中で話をさせていただきたいと思います。ああいう広い敷地ですので、様々な外仕事があります。その辺もしっかり加味して交渉していただきたいと思います。

そして、フロント係の方、若い方もいらっしゃるし、津南町以外から通ってきていらっしゃる方もいる。もし、4月以降、そういうホテル棟のほうの仕事が無いのであれば、本当に無いのであれば、町も責任を持って近場のホテル等を紹介するとか、ハローワークも必要ですけど、ホテルに関連するような関連企業ですか、そういう所に出向してもらうとか、そういうこともいろいろ考えられるわけですので。今、どこのホテルでも人手が足りなくて、先ほど町長からもありましたけれど、募集がしょっちゅう入ってきます。ですから、その閉鎖している間、そういう所で働いていただいて、フロントとかそういう所は関連企業のホテルに行って研修を受けたりする。そういう相談も受けたりして、本当にただ事業員の方の話を聞くだけではなくて、様々な方に紹介をしてあげたり、ハローワークを紹介したり、失業保険とかいろいろあるかと思っていますので、その辺の相談をしっかり受けさせていただきたいと思います。その辺、いかがですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

町民説明会で申し上げているのは、今、町民の皆様と時間軸を合わせたい、すぐにリニューアル改修工事が、そのブランド変更工事が入るわけではないので、4月以降、すぐに閉鎖をしてということは現時点では考えられないという話はしています。これから見積りを取ったり、ゼネコンを手配したりしないといけませんし、これから何より設計も入りますので、工事着行というのは皆様が想定しているよりもっと後になると思います。町といたしましては、ホテルの設計・改装を考えますと、リニューアル後のオープンにつきましては2029年、2030年くらいになるというふうに思っております。ただ、その間、全く行き場が無くなるということは、この4月から全く行き場が無くなるということはありませんで、その辺のところは㈱イントランス様と㈱津南高原開発様がまずは力を合わせていただき、そこに町も当然入りますので、4月からの見通しを早めに決めてもらいたいというふうに思っております。

あとは、議員おっしゃるとおり、いろいろな仕事はあり得まして、一時的には経営者が継続雇用をしていただく方々をどのように、まずは一時解雇せずに、どういうふうにその人たちを配置できるのかとかということも当然考えてもらわなければいけないですし、周辺の施設への御案内ですとか、町のほうでも転職相談会の開催を考えております。地元町長としては、地元につなぎ止めておきたいという思いが当然ございますので、人手不足の企業などの御紹介もさせていただきたいですし、そういった環境作りは責任を持ってやらせていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

大谷内ダムのほうは、また後でよろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（恩田 稔）

換気のため2時10分まで休憩いたします。

—（午後2時03分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後2時10分）—

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

それでは、通告に基づいて質問いたします。

1. まず、1点目。障害者の生活介護サービス利用者への通所手段確保について伺います。御承知のとおり、常に介護が必要な障害をお持ちの方々へ対応するサービスが津南町には無く、十日町市まで通わなければなりません。しかし、現状は御家族での送迎を余儀なくされています。毎日、十日町市まで2往復し、御家族の負担が非常に大きくなってきています。本来ならば、津南町にそのサービスを構築すべきと考えますが、該当者が小人数であったりということで、事業として継続できるかが今後の課題と考えます。このことについては、1年前の令和6年9月議会でも同様の質問をさせていただきましたが、1年前の答弁では検討してみるに留まっていたと思います。その後の検討をし、どのような結果であったか伺います。

2. 次に、ニュー・グリーンピア津南の再生の進め方について伺います。

(1) 町は、不動産売買の専門知識を有していないことを理由に不動産仲介業者にこの一切を丸投げしてきました。この不動産仲介業者を選定するに当たって、「(株)良品計画の役員さんから松代の方を御紹介いただき、その方から御紹介をいただいた事業者だ。」との説明を受けてきました。そして、この事業者にも2回にわたって7,513万円という莫大な業務委託料だか成功報酬だかを支払うこととなりました。本来であれば、当然、入札をすべきところではありますが、随意契約としてきました。契約をするにしても相見積りも取らずに決定しています。この事業者にも委託した客観的な判断基準は何かを伺います。また、業務委託契約書に記されている業務内容が大変不明瞭です。先ほど、江村議員からもただしておりましたが、いまだ分かりません。前半の消費税込み363万円の委託内容と後半の7,150万円の委託内容との区別がつきません。最初から7,513万円という話で進められてきたのではないかと想像ができます。

さらに、業務委託契約書に記入されている契約期間が守られておらず、当初示されたスケジュールが遅れ遅れとなって今に至っています。町長からは以前、「議会が重要な問題だから慎重に進めるようにと言われたから。」といった議会のせいにしたような答弁も聞かれましたが、契約書というものは法的根拠にもなり得る重要書類であることは言うまでもありません。委託した内容と決済までの過程を明確に示されたいと思います。

(2) 次に、7月11日に優先交渉権付与が決定しました。町で決定した事業者の評価は、各評価項目のプラス面が大変多く評価されていますが、これらの評価において、B社の評価はB社の主張と異なっているというふうを受け止められる部分が多々見受けられます。これらの評価につきましても主観的な評価であり、客観的な評価が見えません。当然、評価項目としては客観的な項目として指示いたしますが、その町の評価結果が客観的なところが見えないというところです。

それから、客観的な面といえば、優先交渉権を付与した事業者の公表している財務状況が、誰でも見られる公表されているものですが、その財務状況が非常に良くない、むしろ悪い状況です。なぜ7,500万円も掛けてこのような事業者を選定したのかとさえ思われます。優先交渉権付与した客観的な評価は何かを改めて疑うもので

す。

また、優先交渉権を付与した事業者の開発プランが示されていません。「マスタープランは、完成するにはまだまだ時間が掛かる。」と㈱イントランスさんは言われていますが、町当局は、開発プランが示されないなかで何を根拠に判断をしたのでしょうか。伺います。

(3) 最後に、さきに述べたようにスケジュールが合っていないようなことになっており、本年9月までの現契約を延長せざるを得ない結果となりましたが、短期再契約は誰の責任で行うのか。今ほど、桑原議員の質問の中で、町の責任ということではありましたが、これらについて伺うものです。

壇上では以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原悠）

8番、石田タマエ議員にお答えいたします。

大きな1点目、「生活介護利用者への通所支援の実施について、十日町市のサービスを利用するための通所手段が無く、御家族の負担となっており、町で通所手段を確立すべきと考えるが」についてお答えいたします。

障害者総合支援法のサービス介護給付のうち「生活介護」は、常に介護が必要な人に、施設内で入浴や排せつ、食事の提供などの日常生活の支援や、軽作業など創作的活動の機会の提供などを行っています。町内では、社会福祉法人つなん福祉会が事業運営している高齢者の通所介護事業所である津南町高齢者生活福祉センターが、みなし指定を受けているだけで、現在、生活介護サービスの事業所は無いのが現状であります。令和7年7月末現在のサービス利用状況は、利用者19名のうち、居住地特例等で町外の施設等に住所がある者7名、その他12名となっています。町の第7期津南町障害福祉計画においては、令和6年度から8年度それぞれの年度で月20人の利用を見込んでいるところです。利用者のほとんどを占める施設入所者等の昼間の活動として生活介護のニーズが増えていることは認識しており、在宅での利用者数及び障害福祉計画における見込数から生活介護サービス単独での町内でのサービス創設は採算性の面から難しいものと認識しておりますが、一定の需要があることを考えれば、町内でのサービス事業所の開設は目標としていかなければならないと認識しております。

「十日町市のサービス事業所への交通手段について、町で通所手段を確保すべき」についてですが、現在、施設通所に掛かる交通費の一部を助成していることは御案内のとおりです。しかしながら、潜在的なニーズや今後利用が見込まれる方もおり、生活介護サービスの必要性も高まることが予想され、また、公共交通が十分でない地域でございまして、親族も高齢化してきている状況で送迎も年々厳しくなっていくことを考えますと、交通手段の確保は大きな課題となるものと認識しております。町では、先日、開催いたしました、議員も委員として参加いただいている津南町自立支援協議会において、通所支援について議

題とし、協議を始めました。支援の方法としては様々な方法が考えられ、今後、関係機関及び関係者と通所支援実施の実現に向けて検討・協議を進めてまいりたいと考えております。

大きな2点目、グリーンピア津南再生の進め方に関する御質問の1点目、「町は、不動産売買の専門的知識を有していないことを理由に、不動産仲介業者に丸投げをしてきた。この事業者に委託した客観的な判断基準は何か。また、委託した業務内容と決裁までの過程を明確に」についてお答えいたします。

これまでも御説明をしてきたとおり、現不動産仲介事業者であるサヴィルズ・ジャパン(株)については、これまでの不動産譲渡等の業務実績、実績ベースを踏まえ、信頼に足る会社と判断し、必要な手続を踏み、業務委託先と決定したところです。

本ニュー・グリーンピア津南施設に係る建物・土地など不動産譲渡案件は、再三申し上げておりますとおり、大型ホテルの売却は、不動産のプロでも難しい仕事であります。さらに、テナントであります(株)津南高原開発様の債務の問題が絡み、かつ、行政の財産となれば、難易度は非常に高いところであります。本日、ここまで、私をはじめ町職員で一生懸命努力し、ここまでもってこることができました。また、さらに、非常に町役場の仕事を超えておりますことから、国や県の御協力もいただくような状況でございます。町単独では、現賃貸借契約者である(株)津南高原開発様の課題等を分析する力、公募を行うべき次のステップを提案する力、どのような企業にコンタクトするべきか、などなどございます。不動産の業界では、背景を伴わない方々もおられ、私も就任以来、様々なそのような方が近付いてこられるなどの経験もしております。そして、弁護士とどのような打合せをすれば話が進むのかなど、町では対応・整理する知見や、また、経験等を持った人材・職員がおりませんため、昨年度、サヴィルズ・ジャパン(株)に業務委託をいたしました。

契約した業務内容については、昨年度は本不動産の分析・提案及び調査業務に加え、これらに付随する業務、町関係者への事務連絡、調整、打合せ会の参加、その他、町とサヴィルズ・ジャパン(株)との別途合意した事項となっております。また、決裁については、前総務課長が起案し、最終的な決裁は私が行っております。

2点目、「ニュー・グリーンピア津南の再生に向けて検討が進められており、去る7月に優先交渉権付与が決定した。優先交渉権を付与した事業者の公表している財務状況が良くない。町での各評項目はプラス面が多く評価されているが、これらの多くは主観的な評価であり、客観的な評価が見えない。優先交渉権を付与した客観的な評価は何か。また、開発プランが示されないまま判断するということの是非を問う」についてお答えいたします。

先日、7月11日に臨時全員協議会で配布したとおり、購入意向書を提出した2社に対する優先交渉権の付与に当たっては、客観的評価、経済面での評価、提案ストラクチャーの評価、企業コメント、実績面での評価、プロジェクトリーダーの経験の評価、ホテルビジネスプランの評価、アイデア評価、懸念事項の評価といった、購入金額など数字的データやリゾート再生の実績ベース、ブランド名やホテル改装に投資する金額など、客観的な評価項目に沿って、町が公平に評価したところです。加えて、先ほど栗原議員にもお答えいたしましたが、購入意向書を提出した2社に私及び職員が足を運び、直接ヒアリングを行うなどするなかで、結果、(株)イントランスに優先交渉権を付与しております。優先交渉権付与に当たりましては、町の将来を大きく左右する施策・事業につながるとの認識から、その都度、町民の皆様のお声をお聞きしながら進めたり、また、購入意向書に基づく事実を

整理し課長会議にて議論をさせていただいたり、町内事業者の代表の方々に率直な御意見をお聞きかせいただいたり、より慎重に判断をさせていただいたところでございまして、町民説明会でもお話をさせていただいているとおおり、非常に入念な議論、候補者の面談を繰り返し、評価が行われたところでもあります。

3点目、「(株)津南高原開発との短期再契約は誰の責任で行うか」についてお答えいたします。

先ほど、栗原議員にもお答えしましたが、町は当初、(株)津南高原開発様との賃貸借契約が終了する9月末、10月以降は新会社でのホテル経営を想定しておりましたけれども、非常に難プロジェクトでありますため、今現在、それが困難な状況にございますことから、現テナントであります(株)津南高原開発様と来年3月末までの新たな契約等を締結するため、現在、町及び町弁護士、(株)津南高原開発様及びその顧問弁護士等と契約更新等について鋭意協議を進めております。最終的な結論につきまして、出次第、皆様にお伝えいたします。

契約につきましては、(株)津南高原開発様から同意をいただいた場合、契約は町と(株)津南高原開発との間で結ぶことになると想定されますことから、町の責任は私が負うことになります。

以上です。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

生活介護のほうです。先ほど、壇上でも申し上げましたが、昨年度の9月議会でも同様の質問をしております。その後、町の自立支援協議会でも協議を重ねてきている案件です。また、さらに、先月8月に実施された自立支援協議会の席で特別支援学校の先生のほうから「津南町で生活介護対応の生徒さんが増えつつある。」というような御報告もいただいたところです。このようなことから、昨年から、それぞれの立場でいろいろ検討を重ねてきておりますが、いつまでも検討ということではなく、まず、令和8年度、実施をめどに持続可能なシステムの構築を関係機関や関係者と具体的に進めていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

障害者の生活介護の交通費、通所の問題についての御質問でございます。今ほど、議員のほうからお話ございましたように、先般、8月29日の町の自立支援協議会で、こちらの議題を皆様で協議いただいたところでございます。町としましては、先ほど、お話があったように、新年度から更にもうお二人、新たに生活介護利用される予定だというふうな、来年の春からとお話も伺っているところでございまして、何かしらの対策ということのなかで考えております。十日町市の生活介護事業所は9か所ございますけれども、旧中里村

までは送迎しているところがほとんどでございまして、実際のところ、内々の話を聞くと、津南町まで少し遠くてなかなか津南町までは来られないというお話も聞いております。そのような実際の現場の、今、実際に十日町市にある生活介護の事業所の実態というか、送迎について、例えば、車椅子対応の車両があるかとか、津南町にもし送迎していただけるのであればどのような条件を提示したらこちらまでサービスの延長が可能か等々について、事業所を対象にアンケート調査を実施させていただき、現状把握、その後に対応、政策や事業について検討させていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

ありがとうございました。ということは町長、新年度から、今、野崎課長が言われたように、なんとか実施をめどにした方向で検討を進めていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

私の所にまだ復命を頂いていなくて、8月29日のその自立支援協議会での具体的な議論内容や、それを受けた課長のお話をまだ聞いておりませんので、しっかりと報告をもらってから実情等を把握し、検討させていただきたいと思っております。これから、令和8年度の当初予算編成も秋に入りまして始まりますので、またそのときに議員からも、直接、私の所にお越しいただいて、御要望いただくなど、対応してまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

報告が上がっている・上がっていないはそちらの問題ですけれども、この件を昨年から提案していて、副町長からも「良い方法があれば進めたい。」というようなお話もいただいていたところで、いつまでも検討を繰り返していったって前に進まないから、令和8年度をもう実施ということの一つのめどとして、ぜひ、進めていただきたいと思います。これは課長がそうしますというわけにはきっと立場上行かないのでしょうか。町長の政策判断のなかで、やっぱりこれを。実際にできるかどうかは、また検討の結果にもよれますけれども、ある程度、そこをめどに進めていただきたいと思います。同じことを繰り返してもあれですので、お願いします。

次に、ニュー・グリーンピア津南の件に入らせていただきます。今まで何人かの議員から質問がありましたので、なるべく重複しないようにただしていきたいと思います。

まず、1点目に、サヴィルズ・ジャパン(株)を選んだ客観的な判断というところで、今ほど御答弁をいただきました。「町長が紹介を受けて直接お会いし、信頼に足る会社だと判断をして決定した。」と答弁いただきましたが、これは町長の主観的な判断と言えますよね。町長の主観で決めたということになります。町長が直接お会いして決めたということですので、これは町長の主観で決めたということになります。また、必要な手続を踏んで決定したとのことですが、確かに議会決議は得ておりますが、監査の意見もありましたように相見積りさえも取らないという随意契約でした。私は、これは町の財務規則に違反しているというふうに思っております。県等々では、最終的にはそれぞれの自治体の判断によるということですので、これについては、今、深くつもりはないのですが、今ほど答弁いただいた内容からしても、改めて客観的な判断は無いと受け止めてよろしいですね。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

決裁を通じて私が判子を押しているのは間違いないので、最終的には私の判断であることは間違いないのですが、でも、そこに至るまでの様々なプロセスがありますよね。今ほど、議員から御紹介いただきましたそういった話、そういった行動もちろんありましたけれども、それは決して恣意的に進んできたわけではなくて、きちんと一つ一つプロセスを踏みながら、皆様にその時の状況もお伝えしながら進んできたものであると認識しております。議員のおっしゃる客観的、何が客観的というところからすると、私としましては、やはり実績ベースでの評価になろうかと思えます。特に今回、直接手を下しておられるプロジェクトリーダーであるサヴィルズ・ジャパン(株)の青木様の実績、また、あるいはそのチームメンバーのスキル、そういったものに基づいて、どんなお仕事をこれまでしてきたかというトラックレコードがありますので、それも見させていただいた上で、最終的には判断をしたということになります。そういった意味では、客観的なものになろうかと思いません。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

そのきちんとしたものを示していただけてないわけですが、私たちは。やはりそれは町長の主観だと思います。客観的であるならば、これは入札をするべきだと思います。入札をしないという理由の中に、例えば、この後、また内容について何うところでもあるのですが、今回、最初の330万円の契約の内容を見ると、あえてニュー・グリーンピア津南さんが今後、事業が継続できなくなるという内容ではないのです。調査をすとか、分析をすとか、それなのにそれを理由に入札をしない。まさに、これは恣意的に何かがあるかと思わざるを得ないという状況を作り出しているわけです。ですので、私は、これは客観的な判断ではなかったと受け止めます。

あと、その業務内容ですが、昨年の消費税込み 363 万円の契約では、不動産の分析・提案、これらに付随する業務ということは今ほど答弁されましたけれども、内容もそういうふうに書いてあります。これをなんで、今後、(株)津南高原開発さんが継続できないとかなんとか、それに差し触る内容なのですか。これを入札しないという理由に挙げていますけれども。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

少し整理をしますと、サヴィルズ・ジャパン(株)様のトラックレコードについては皆様に開示をしてあって、見られる状態になっていたかと思えます。お伝えしてあります。御覧になった議員もおられます。そういったところで、実績面については御覧になれる状態であったし、恐らく配布はしたのかどうか私は分かりませんが、かなり客観的な情報としては御提供させていただいたものと思えます。

また、令和6年度の業務でありますけれども、こんがらがっているのですけれど、これは(株)津南高原開発をクローズするために行った事業ではありません。建物診断が行われた、それを基にマーケティング調査が行われて、どのようなこの施設の活用の在り方を考えたから良いかということが令和6年度中の業務のメインのところであったかと思えますので、(株)津南高原開発をクローズするための業務ではなかったものとの私どもは捉えております。

また、後半の御質問。公表・公募をしてというお話は、議員からのずっと再算に渡りお話をいただいていたのですけれども、今回、すごく難しいプロジェクトだと私が言っていたのは、決して(株)津南高原開発様が「今行っている事業に差し障るから開示しないでくれ。」と言ったという理由だけが一つだけではなくて、今、御覧になっている、今この状態で結果として見えているものがすごく複雑であるように、ホテルオペレーターや投資する人とか、ゼネコンとか、全部どちらの候補者も組合せをしないといけなくて、この組合せというのが公募ではできないのです。もう話合いにならないのです。ですので、今回、やっぱり町でそれをしますと言って公募しても、手が上がらなかったものと私は思います。手は上がらなかった。特に、年度途中で突発的な修繕が出ているものですから、かなり今回、施設に投資をしていただきたいというのが町の思いでしたので、入口であまり資本力を持たない方々はどうしても手を上げることができなかったのです。入口の段階で割とそういった方々を絞り込ませていただいたり、私、町民説明会でお話ししていますように、私の立場になりますと本当にいろいろな方が近付いてこられますので、そういった背景を伴わない方々を入口の段階でもう候補の選外にさせていただいたり、やはりそういったことは公募してしまうとすごくそれができないことです。専門的な不動産の方々がしっかりとその辺に間に入ってもらって、私たちが直接利害関係者にならない状態にしないと不正などが行われる可能性がありますので、そういったところも慎重に判断をさせていただいて、今回、こういうやり方でやらせていただいているというところです。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

町長は今まで、これをなぜ公募しないかという理由に、まず、ニュー・グリーンピア津南さんに配慮をしたということが一番声を大にしてきました。今おっしゃったように、この契約はニュー・グリーンピア津南さんをクローズするための契約ではないのですよね。ならば、堂々と公募してやるべきだと思います。それで非常に難しい案件だと言いますが、こういうことは、絶対無いわけではないのです。今まで過去の中にあります。ですから、やっぱりそれも入札という経緯を取っています。まさに手が上がらないだろうとか、何々だろうとか、町長のそのたればの思いで公募をしなかったわけですよ。ですので、確かに、こういう難しい案件、不動産に関わるものは専門家のアドバイスがいるから、その仲介業者を選ばなければならないという、そこまでは理解できますが、その選び方は全く私は不透明、公募をするべきものをしなかったというふうに思います。勝手に手が上がらないだろう、いないだろう、こうだろう、ああだろう、やってみたわけでもない。ほかにもやっぱり県とか自治体で似たようなことが行われていますが、しっかり入札をしています。そういったことから見ても、なぜこれをきちんと公募しなかったのか。私はずっとニュー・グリーンピア津南さんに配慮をしていたと思って、これをなかなか思いながらも声を出せなかったのですが、改めてこの契約書の内容を見たりすると、今、町長がおっしゃったように、(株)津南高原開発をクローズするための契約ではないのですよ。だから、取って付けた理由でしかないと受け止めます。

次に、業務内容ですが、昨年の363万円の契約内容が不動産の分析提案、これらに付随する業務なのです。本年の契約が7,150万円。これもやはり同じようなことが書いてあります。それで、この昨年の363万円の契約書のどこに売り先を見つけてくださいというのが書いてあるのですか。2社、手が上がりましたけれど、この契約書のどこに書いてあるのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

1点、先ほどの件なのですけれども、随意契約以外だと一般競争入札に付することになります。そうすると、町として公告しなくてはいけません。その時にニュー・グリーンピア津南の債務の状況とか、決算の状況とか、こういうホテルですよというのを全国に知らしめることになりますので、ニュー・グリーンピア津南さんからも言われたとおり、「ここら辺は内密。」というお話もいただいたなかで、そのための一般競争入札には付さなかったという一面もあることを御理解いただければと思います。

2点目の、今ほどの業務委託契約書の中身なのですけれども、分析・提案、この提案の中に入っていると私どもは認識しているところでございます。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

分析・提案の中に、このニュー・グリーンピア津南の敷地・建物を含めたものを売ることが入っているのですか。こんな重要なことがそこに含まれていると、そういう契約書なのですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員は初めてこのことを聞いたわけではなくて、議員にも御説明しながらステップを踏んで今日来ているかと思います。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

何度聞いてもそのことが理解できないので、改めてまた一般質問の席で聞いてます。こんな重要なことをごまかしたような表現で契約している。これでいいのですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員は当初から公募の主張の論を張っておられましたけれども、先ほど来、申し上げているように非常に種々のセンシティブな状況がありましたことを御理解いただいて、公募をするということは深い考えがないとそういったことはできません。私どもは今回、深い考えの下で、今このようなやり方を取らせていただいています。理由については、申し上げたとおりです。あまりこの状況を軽い考えで手を上げてもらいたくないし、私どもが直接、矢面に立って利害関係者になることによって、いろいろな人が近付いてきて、不正の疑いを持たれると困りますので、適正に行政活動を進めていくために、こういったやり方を取らせていただきました。逆に、公募をしますと、話が着いていたのではないかと、そういったことも疑われる可能性がある。そういうことも御理解いただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

今回の案件全て「ではないか」、たればという表現しますけれども、やってみもしないで、そんなことばかり言っています。公募については、私は承知したというところにはいかないのですが。今は、その土地売買がこの契約書にきちんと表現されていない。なんかこう隠したような表現の中に「土地売買の売り先を探すというのがここに入っているのですか。」と言ったら、「入っている。」ということでしたよね。もう1回、お願いします。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

ニュー・グリーンピア津南をどうしていくかということ考えた時に、議会さんと一緒に、それを廃屋というかそのままやめるか、土地はそのまま町が持つか、土地・建物を売却するかというなかで、町は譲渡の道を選んだ時に、サヴィルズ・ジャパン(株)さんと契約していたものですから、今度、この譲渡活動に入ろうという、そこの部分は、この契約書の提案という中に含まれているということでございます。

議長 (恩田 稔)

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

私は、この業務委託契約書、この委託内容なのです。内容の中で「本不動産の分析・提案及び調査業務」、この中に土地売買の売り先を探してくださいという要綱まで入っていたと先ほどおっしゃいましたよね。こんな重要なことがこの契約にきちんと明記をしないのに、ちょっと言い換えれば、ごまかしたような表現で土地売買まで進んでしまう契約書になったのですか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

この契約書を結ぶ時は、まだニュー・グリーンピア津南の方向性は決まっていなかった。土地を残したまま建物だけ売るかとか、そのままやめるかとか、全部売るか、全然決まっていなかったなかで、契約に盛り込む、その売り先を探すという契約書にはできなかったということもございます。それを含めて、この提案という中に含まれるという認識です。

議長 (恩田 稔)

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

先ほども江村議員も言いましたけれども、状況が変われば変更契約というのもしなければならぬものではないですか。私は、この契約書は非常にお粗末だと思いますよ。この本不動産の分析・提案及び調査業務、この中で売り先まで探してくれと含まれているなんて誰が見ても思えないですよ。そういう事情が変わったのなら、変更契約をするべきではないでしょうかね。まず、この契約内容、さらに、次の7,150万円、この契約書にも委託業務の内容、本不動産及びその運営会社の経営状況に関する分析・提案及び調査・助言。運営会社というのは、私が総務課長にただしましたら「これは新しい買い先の(株)イントランスだ。候補者の(株)イントランスの経営状況を分析するのだ。」ということでしたが、その前に本不動産とあるのですね。分析・提案・調査・助言業務。では、この前半の契約書と後半の契約書、中身は重複していないですか。こういうところが。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (高橋昌史)

今、手元の契約書によりますと、令和6年度に結んだ委託業務の内容は、大きく分ければ三つです。本不動産の分析・提案及び調査業務、それから前号、これは1号になりますが、付随する業務、それから(3)として、その他甲乙が別途合意した事項というふうになっています。令和7年度の業務委託については、今度は八つほど増えてございます。一つは、本不動産及びその運営会社、先ほど申し上げました、これがA社ということになりますが、その経営状況の分析・提案及び調査・助言業務、また、本不動産等の譲渡等に関する入札、こういったものの窓口等の事務、さらに、本件条渡に関する資料開示・要求及び質疑応答の補助、本譲渡等に係るプロセスにおける進捗管理の補助、物件概要説明書の作成・補助・助言、前号に付随する業務、条項(2)号に関連した交渉及び助言業務、その他甲乙が別途合意した事項ということで、令和7年度は結ばせていただいているということです。全く令和6年度のことを踏まえてではございますが、令和7年度に必要なものについて、サヴィルズ・ジャパン(株)と私どもで契約内容を見直したなかで、条項等を追加したというものでございます。

議長 (恩田 稔)

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

私が今言ったのは、三百何万円の契約と不動産の分析・提案・調査・助言、これについては重複して後半も同じことが書いてありますよ、おかしくないですか。ということをお知らせしました。もうここに時間を掛けている暇がないので、あれなのですが。

それで、7,150万円の内容ですが、これは不動産の譲渡に関する窓口としての業務2,000万円。それから、経営状況に関する分析・提案・調査・助言1,000万円。資料開示要求、質疑応答等の補助900万円。こういう感じで縷々7,150万円とあるのです。非常にというか異

常に高いというふうに感じます。先ほど江村議員も言いましたけれど、これが成功報酬なのか、業務委託なのかというところです。この委託内容、2,000万円だ、1,000万円だというのは、議員から内容が分からないと言われて出してきた表で、やむなく出したのかなと思えるので、恐らく成功報酬という意味合いが強いのかなというふうには受け止めますが、では、この7,150万円の成功したというのは何をもって成功した、と。先ほど聞いていると、協定書あるいは売買契約書が書面で成立したことをもって成功したというふうに理解していいのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議員御賢察のとおり、そのとおりだと思います。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

そうしますと、江村議員も質問してましたけれども、その後のリゾート開発、ホテルがどうのこうのというのは、もうサヴィルズ・ジャパン(株)さんの手を離れるという理解でよろしいですか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

先ほど来、町長の答弁でもお話をさせてもらっております。今、協定書ということで、まずそこを提携することに向かっているということでございます。サヴィルズ・ジャパン(株)との契約期限は9月末ということになっていますが、その協定書、これが9月末までに締結できるのかどうか、先ほど町長のお話もありましたが、まだまだ検討の余地があるというところもございます。そこを今、ちょうど詰めておるということでございますので、今の時点で軽々に少しお話をすることは、差し控えさせていただければと思っております。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

（8番）石田タマエ

その後、では、また新たにサヴィルズ・ジャパン(株)さんとどういう契約をするかは今後の検討として、7,150万円までの契約は、今回の土地売買の書面が締結されれば終わりだという理解をいたしました。

それから、評価項目についてです。㈱イントランスを選ぶ客観的な理由というところですが、評価項目は別にこれでいいとは思うのです。いいとは思うというか。この町の評価ですね。これに非常に私は異議を感じています。昨日の誰かへの答弁で、町長は「㈱イントランスさんが資金の確保はできていると昨日の段階で一昨日連絡をもらいました。」とありましたよね。答弁いただきました。この評価書には既に投資資金の確保はできていると書いてあるのですよ。あるのです。これは前にも誰かがいろいろ質問はしていましたが。それから、このB社の同じ欄になりますけれども、「B社は、改修を何回かに分けて、一度にやらないで何回かに分けてやるのが良くない。」というような表現をしてあるのですけれども、私はこの文章を受け取ると、やはり雇用を継続するというためには、毎年、計画的に改修をしていくのだという計画なのだと思うのです。こういう所もおかしい、評価がおかしいと思います。それから、津南町によるガバランス、ここですね。このところも「地銀が債権者でもあると同時に買い主候補の出資者でもあるという構造が見られる。」と書いてありますが、私、実際に確認しました。今のところ、地銀は出資者になってはいません。ただ、今計画している事業再生ファンド、これは地方自治体とか、地銀とかが出資をしてというようなスキームは結構あるようすけれども、「今のところ、地銀は出資者にはなっていません。なる予定はありません。将来のことは分かりませんが。」ということでした。だから、こういう評価がみんな、B社は自分たちに都合が悪いように示されているのですね。そういうふうに見られます。この売上規模の所に「帝国データバンク調査済み」、帝国データバンクが㈱イントランスを調査した結果、どういうふうに判断しましたか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

通常、このような評価書を議員の皆様にお見せすることはないのですけれども、判断根拠として、ある程度説明をしなければならぬ状況でありましたため、このような評価書は特別と言いますか、真摯に誠実に出ささせていただいて、私たちは、こういうふうに評価をしておりますというものは出ささせていただきました。恐らく、言った・言わないみたいな話は良くないと思っているので、ここに関しての情報は、正式なものとして町で出していますから、私たちはこういうふうに捉えて判断をしましたということで御理解をいただければと思います。御質問の内容は、帝国データバンクですね。帝国データバンクからも、サヴィルズ・ジャパン㈱にデータを取ってもらって見ておりますし、上場企業でありますから、決算書類等を四半期ごとに出しておりますので、皆さんが見られるような状態になっているかと思えます。当然、私どももそれを判断しておりますし、帝国データバンクとか商工リサーチとかがありますけれども、我が家も事業をしているのでよく知っていますが、一参考意見であるということで捉えていただければと思います。

議長（恩田 稔）

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

町長は以前、総文福祉常任委員会でもそうおっしゃいました。「帝国データバンクの調査表は参考意見だ。」ということを行いました。帝国データバンクに限らず、㈱イントランスが出している有価証券報告書、これも大変3期連続大赤字。これも町長は、「コロナの引きずりだ。」という表現をしましたし、「財務を私は気にしません。」ということを行われましたけれども、財務というのが、まさにその会社の経営の結果表なのです。成績表なのです。だから、有価証券報告書というものをきちんと出さなければならないのです。それを「私はこんなものは何とも思っていない。」という町長の感覚が私はまずはおかしいと思います。有価証券報告書は、㈱イントランスは非常に良くないですね。外部の監査報告も「今後、継続できない可能性がある。」という表現が付いています。あえてなんで、こんな高いお金を払ってまで、そこを選んだのか。そこが非常に疑問です。ただ、時間が無いので、もうそれは返事はいいです。同じことを言うのかと。

一つ、町長はこれを決めるに当たって、町内の民間事業者の代表の方々に直接御意見をお伺いしました。団体の方々の意見は何かありましたか。

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

まず、御質問を訂正していただきたいことがあって、「財務は気にしていません。」という表現は会議録で無いと思います。 — (石田議員「いや、総文福祉常任委員会で言いました。」の声あり。) — 「気にしていない。」と言っていないと思います。 — (石田議員「経営全てでは、経営はそれじゃないと。」の声あり。) — はい。私、それは申し上げました。だって、経営は財務だけで成り立っていません。業務だし、人材だし、書式、文化、設備、顧客サービス、 — (石田議員「それがおかしいって。それを全て集約したのが財務です。」の声あり。) — 集約したのは財務と言いません。経営と言います。 — (石田議員「いえ。」の声あり。) — いろんな考えがあると思いますけれど、財務は経営の中の一つであって、様々なそういったことがあって経営が成り立っているわけなのです。津南町だって御覧いただくと、財務について表が出ていますけれど、それだけで判断できないですね。 — (石田議員「後半だけすぐ答えをください。後半だけ。」の声あり。) —

民間の代表の方の御意見をお聞きしました。率直な御意見が聞かれました。取引事業についての継続ですとか、あと、現㈱津南高原開発様の経営状況について心配するお声が聞かれまして、「町ではうまくやってもらいたい。」というお話は、おおむね頂いたかと思えます。

議長 (恩田 稔)

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

私が民間業者に聞きました。「町長から聞かれて、どう答えたのですか。」と言ったら、何

人かから「B社が良いと言ったけれど、町長は「B社はすぐ潰れますよ。」と言った。」と聞きました。複数の方から聞きました。その言葉の根拠は何かと聞いたかたのですけれど、また言った・言わないの話になるのかと思いますので。もう3分しかないので、 — (町長「言っていないので、それは。」の声あり。) — いや、その人は「町長はそう言っていた。」と言っていたので、言った・言わないの話になるので。 — (町長「ちょっと訂正させていただきます。」の声あり。) —

議長 (恩田 稔)

町長。

町長 (桑原 悠)

B社が潰れたというのは私の口からは言っていないです。その代表の方は、そういうふうに捉えられて議員にそういうふうに行ったなら、すごくそれは誤解があったのではないかなと思います。私が言ったのは「ファンドは出口がありますので。」という表現はしたと思います。B社は潰れることはないと思います。それこそ、非常に財務状況も良いです。ファンドを適切に運営しておられますから、そういった風評については、ぜひお控えいただきますようお願いいたします。町としては、そういったことは一切申し上げておりません。

議長 (恩田 稔)

8番、石田タマエ議員。

(8番) 石田タマエ

その方の受け取り方がそうだったということですので、では、そういう誤解を招くような表現は、今後、改めていただきたいと思います。

時間が無くなりましたので、雇用についてです。総文福祉常任委員会の席では、今の(株)津南高原開発の雇用ですが、「公金を扱う者として、ビジネスの話なので、双方の弁護士同士で法にのっとって進めるべきだ。」と町長は強く言い切りました。その後、「国や県に相談をしている。」という話をしています。言った言葉がまた周りからの批判もあったのかもしれませんが、反省して良い方向に修正するという事は非常に良いことだとは思いますが。先日の住民説明会では、またさらに「休業保障という方法もある。」という言葉をお口にしました。「休業保障という方法もある。」と。これもまた住民に対して誤解を招くような表現になります。雇用だって、(株)イントランスとこれから(株)津南高原開発の職員さん一人一人が話をするとっても、実際、ホテルオペレーションは違う事業者なのですよね。(株)イントランスがこういう条件でこれで良いと決めても、その先があるわけですよ。そこが確実でないものを、今回のプロジェクトの全てがそうですけど、たればの世界でことが進んでいるのです。ですので、もう少ししっかりと確約できることは口にするとか、そういうことをしていかないと、今の混乱は更に混乱してしまいます。町長、どうぞ。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

まず、休業保障についてでありますけれども、町が直接、休業保障をするということは通常ありません。コロナの時を例に御覧いただくと、あの時、休業保障という表現が違いかもしれませんが、雇用者を守る施策が国のほうで取られましたよね。そういった労働系の施策について、国のほうに照会しておるという話です。町でそれを支出するのでという話は一切しておらないところです。㈱イントランスさん、今回、ストラクチャーが非常に複雑ですので、皆さんに浸透していくのに何度かお話をしないといけないと思うのですが、㈱イントランス様の須藤取締役がプロジェクトの総責任者になります。組織というのは、その須藤様を中心に、きちんと下まで一気通貫になるわけですから、そこで全く別会社になって、新オペレーション会社が須藤様と意思疎通ができなくなるということはありません。

議長（恩田 稔）

換気のため3時30分まで休憩いたします。

—（午後3時13分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後3時30分）—

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1. まず、1点目。ふるさと納税増対策について。

総務省が7月31日に公表した2024年度のふるさと納税の寄附額は、全国で1兆2,728億円と1兆円を超え、5年連続で過去最高を記録しました。これは、コメなどの物価が高騰するなかで、消費者の節約思考が広がり、返礼品を目当てにした利用が伸び、利用者も前年度から約78万人増え1,080万人にも上りました。このことで、特に米どころ新潟県では、お米の返礼品のおかげで南魚沼市は71億2,200万円、見附市のようにお米の返礼品が急増したことで前年比10倍以上の寄附を集めた自治体もありました。当然、津南町もお米に恩恵を受け、目標の6億円には届きませんでした。前年度比約1.5倍の4億6,000万円の寄附を集めることができました。しかし、他の自治体もがんばりましたので、結果的には、津南町は県内30市町村で昨年22位から順位を一つ落として23位という結果になりました。令和7年度の目標が昨年と変わらず6億円ということですが、目標達成の施策をお伺いします。

また、総務省によると、2025年10月から、ふるさと納税のサイト経由のポイント還元

が全面禁止になります。総務省は、ポイント競争の加熱で、ふるさと納税本来の寄附の趣旨が損われてきているという懸念があり、このような処置を下しました。ネットショッピング化してしまった現状に一石を投じる意図があるとされ、今後はキャンペーンやポイントの還元率ではなく、返礼品の内容や自治体の取組にも目を向けた納税スタイルが主流になってくると思われます。この点を踏まえ、今後、津南町は寄附額を増やすための施策は何を考えているか、お伺いします。

2. 2点目、企業誘致（若者、特に女性の人口増）の対策について。

第6次津南町総合振興計画・前期基本計画が令和7年で最後の年を迎え、余すところ半年となりました。前期基本計画が約117項目にもおよび、重要業績評価指数KPIが目標値に掲げられ、これらの目標をクリアするために、毎年、数値目標やKPIの進捗状況又は各取組の実施状況の評価検証をPDCAサイクルに基づいて管理が行われてきたと思います。しかし、この間、コロナ禍もあり、観光業界は厳しい状況に置かれたことは認められますが、逆に、都会から移住・定住は追い風となり、かなり成果を上げた自治体も少なくありません。また、地方での起業、テレワーク、サテライトオフィス等の誘致も絶好のチャンスであったかと思えますし、実際、成果を上げた自治体も数多くあります。総合振興計画では、人口の社会増減の特徴の一つに働く世代の転入・転出は「職業」や「住宅」の理由が多いと分析し、改善するための方向性として、下記の点が挙げられています。

①魅力ある雇用機会を創出し、若者の就職による転出を抑える。②町内産業の活性化や企業の誘致により、町外から転入を増やす。③移住・定住支援により、町外からの転入を増やす。

以上のことから、人口の社会増のために企業誘致と移住・定住対策は必須です。このことにより、津南町では若者の雇用の場を確保し、若者（特に女性）の人口増対策は、どのような施策をされているか、伺います。また、その施策は効果が出ているかも伺います。

3. 3番目の質問ですが、空き家調査について。

津南町は空き家について、平成20年に空き家の調査と既存住宅ストックの活用を目的として、初めて全町を対象にした空きの実態調査を行ってきました。この後、継続的な調査は行っておらず、平成28年12月に8年ぶりに2回目の調査を行いました。昨年、産業建設常任委員会で、富山県旭日町の移住・定住対策がうまく回っているということで視察に行ってきました。全国に空き家バンクがうまく回っている自治体は、総合振興計画第4次後期計画時から移住・定住対策に真剣に取り組まれています。津南町はと言いますと、1回目の空き家調査を行った平成20年から官民連携の津南町移住・定住推進協議会を設置しましたが、新規就農以外は十数年全く機能しておらず、廃止となりました。真剣に移住・定住対策に取り組んできた自治体とそうでない自治体の差が、この15年間で大きく開きました。その後、津南町空き家等対策計画が2017年から2021年の5年間制定され、2回目の調査が行われました。そして、令和4年度に3回目の空き家調査を行いました。報告書が出されたのは令和6年7月で、2回目の調査を行ってから9年たっています。空き家は誰も住まなくなると、あっという間に傷んでしまいます。ですから、できるだけ空き家になったらすぐに空き家バンクに登録するような流れにしなければなりません。利活用をできた物件もできなくなってしまう。お隣の栄村のように、2年に一度、空き家調査を行うメリットはほかにもたくさんあります。なぜ、津南町は5

年に1回しかやらないと拒み続けているのか。5年に一度の調査のメリットをお伺いします。

壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原悠）

5番、久保田等議員にお答えいたします。

大きな1点目、ふるさと納税増対策に関する御質問の1点目、「サイト経由のポイント還元が全面禁止になることを踏まえた、ふるさと納税増対策」についてお答えいたします。

ふるさと納税におけるサイト経由のポイント還元制度が全面的に禁止されることにより、全国的に寄附の獲得環境が変化すると見込まれます。そのため、単に返礼品の魅力や還元率に依存するのではなく、自治体としての特色や信頼性を打ち出すことが一層重要になると認識しております。町としては、今後の増加対策として、以下のような取組を進めてまいります。

一つ目に、地域資源を活かした返礼品の強化。農産物や特産品を中心に、品質の高い地場産品を磨き上げるとともに、ストーリー性や生産者の思いを発信することで、町ならではの価値を伝えてまいります。

二つ目に、寄附者への継続的な情報発信です。寄附の使途や事業成果を積極的に公表し、寄附者が町の発展を実感できるような情報提供を強化してまいります。

三つ目に、寄附者層の多様化。首都圏や海外在住者に向けた広報、SNSを活用した発信などにより、新たな寄附者層を開拓してまいります。

四つ目に、リピーター確保の仕組みづくり。一度寄附いただいた方に対して、丁寧なフォローや感謝の気持ちを伝えることで、継続的な御支援につなげてまいります。

町といたしましては、現時点、ふるさと納税は非常に好調でございまして、こうした取組などを通じて、制度改正の影響を乗り越え、安定的かつ持続的に確保できるよう努めてまいります。

大きな2点目、「若者の雇用の場を確保し、人口増対策はどのような施策をしているか」についてお答えいたします。

まずは、昨日来、出ておりますように、ニュー・グリーンピア津南の再生による雇用の場の確保です。観光といいますのは、若者や女性が力を発揮しやすい産業でございまして。この度の再生によりまして、若い方にとっての雇用の選択肢が非常に広がることとなりますので、町といたしましては、大いに期待しておりますとともに、成功に導くよう、しっかりと進めてまいります。なお、雇用の範囲といたしましては、町だけで収まるとは思いまじんで、上越市から柏崎市、長野県、群馬県、その辺りの新たな雇用の場にもなり得ると思っております。まずは、これをしっかりと成功させていくということが津南町のこれからの大きな発展につながるものと確信をしております。

そして、ニュー・グリーンピア津南より小さな施設の再生というのも、これから課題に

なっておりまいます。こういった、例えば、既にかたくりの宿などで事業者の方ががんばっておられますけれども、ああいったニュー・グリーンピア津南より小さな施設の観光の再生というところに新たな人材を加えていく、活躍していただく環境づくりをしていくということがとても大切かと思っております。

企業誘致マッチング会社に課題解決をしてもらいたいとお伝えし、興味を示した会社とのマッチングも数年来、行ってまいりました。当初は、リングロー(株)などの実績もございましたが、現時点については、この取組が少し足踏みをしている状況でありますので、事業見直しをしっかりとかけてまいりたいと思っております。

今年度は、企業誘致マッチングイベントには参加しませんで、地方移転を本気で考えている企業を一本釣りで紹介してもらえよう、企業誘致マッチング会社に委託をさせていただいています。

このほか、大手企業の中核人材たる若手社員の人材育成研修ということで、地域課題に対する調査と提案を受ける事業を実施しております。この事業は、地域課題解決になるアイデアの募集を第一目標としておりますけれども、新たなビジネス開発のフィールドとして、津南町への人の呼び込み、企業の誘致につなげていきたいとも考えております。

こういったように、地方を良くしたい使命感があって、社会的価値を感じる役割を感じていただける人材の呼び込み、成功したものとしましては、この度の町立病院の医師確保、こういったことが随所で起こってきますと、非常に良いことにつながっていくのではないかと、私としては期待をしております。

また、町内の既存企業におきまして、総務省の制度、また、町の支援もさせていただくなかで、新たなビジネス展開として、物産販売所や食堂を事業拡大し、女性や高齢者の雇用につなげようとしている事業者が現在、整備を進めておりますほか、酒蔵の投資などもございます。これらの動きに対して、町としてもしっかりと伴走支援をしてまいりたいと考えております。

3点目、「空き家調査について、空き家調査の5年に一度のメリット」についてお答えいたします。

町では、急激な高齢化や人口減少のなか、空き家の増加は憂慮すべき重要な問題と捉えております。適切な管理が行われていない放置された空き家は、防災、冬期間の除排雪、防犯、衛生又は景観上、多くの課題を孕んでおりますことから、早急な対策が必要と考えております。一方、空き家は、都市と農村の二地域居住、農村への移住・定住等を促進するためには、既存住宅としてストックし、活用するということが有効な策の一つでございます。今後、空き家を活用した交流定住人口の増加により、地域活性化、限界集落の解消といった地域課題の可決につなげていくことが重要と考えております。

これらの背景を踏まえまして、町では、平成20年に1回目の空き家調査を初めて実施して以後、8年後の平成28年12月に2回目の調査、また、直近では2回目調査から6年後の令和4年12月に3回目の調査を行ったところです。空き家調査の実施年数については、これまで町の空き家状況の変化等も鑑みながら、年数を定めず、定期的を実施してきたところでありまいます。ただし、近年の豪雪等の影響によりまして、春先後、危険な空き家の情報及び処理依頼が増加傾向にあります。町でも空き家調査実施年については再検討すべき時期にきております。

なお、本年度、令和6年度から令和10年度までの5か年に係る「津南町空き家等対策計画」を策定することから、現在、総務課、建設課、観光地域づくり課等の職員を中心に、計画の素案づくりを行っております。今後、この素案を基に、建築・解体関係者、金融機関、福祉関係者、司法書士、弁護士等をメンバーとした検討委員会を立ち上げ、より広く、また、専門的知見から御意見を頂く予定としております。こうした検討会の中で、議員御指摘の空き家調査実施年の在り方についても、議論の俎上に上げたいと考えております。以上です。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

それではふるさと納税のほうから再質問をさせていただきます。今年度は、津南町でもふるさと納税にお米を出品していただいた業者も早々と在庫が無くなり、出品を断るケースが多かったように思われます。お米さえあれば、もう少し寄附額を伸ばせることができたのに、非常に残念な思いをいたしましたけれども、この点はどう感じておられるのでしょうか。お伺います。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議員御指摘のとおりでございます。令和の米騒動ということのなかで、コメ不足ということでもございました。そういったなかで、国が様々な政策等を政策的に行うなかで、全国的なコメ不足の解消というものに努めてきたかなと思っております。そういったなかの影響は、やはりこのふるさと納税の関係、議員御指摘のコメ等々についても影響を受けているのかなと。町としては、こういったことがかえって追い風になって、コメの出品というところで、また増えてきているというふうには思っていますが、御案内のとおり、本当にそこを全て町のほうでコメを確保することがなかなか難しい状況であるかなと思っております。以前も議員の御質問にお答えさせていただきましたが、町で、ふるさと納税を提供いただける農家を、あるいは個人を募集はいたしますが、農家個人にとっても、ふるさと納税が良いのか、それ以外、他の民間を通して販売するのが良いのか、あるいは個人の自分の持っている販売ルートを通じて提供することが良いのか、きっといろいろなことを考えながら、ふるさと納税のほうにお力を、また、御支援をいただいているのかなと。そういったところで、なかなか全ての需要に応えるという確保が難しいことは、議員御指摘のとおりかなと、そんなふうには思っております。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

(5番) 久保田 等

今は、どうやってお米を売ったらいいかではなくて、どうやって売るよりも、どうやっていかにしてふるさと納税用のお米を集めるかに掛かっているのですよね。だから、去年は全国でも寄附を受けたけれども、お米が足りなくて、お客様に届けられなかったという自治体が数多く見られました。そういった意味で、津南町では、今年4月から新しい中間業者の方に変わられましたので、かなりそういうところを細かくお手伝いしてくれるようになって本当に助かっています。そこで、業者に対して、初めから今年出品できるものは、何kgかというか、何kgまで売ったらストップを掛けるかというのは、それはすごく正確な数字で管理するようになったのです、今年からは。そういったことで、津南町はお米の寄附が9割を占めているので、今の段階で業者が出品できる量というのはもう把握されているのですよね。ですから、その量を金額換算すれば、ある程度の寄附額というのは今の時点で掴めるのですよ。そういうところを中間業者の方と共有はされておるのでしょうか。お伺いします。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (高橋昌史)

お米の確保というようなところでございます。議員も先ほど御案内がありました、今年については、今現在、お米が83%、ふるさと納税の関係で占めているとは思ってございます。それから、通常、ふるさと納税は、12月駆け込みの寄附が増えるということは、私ども当町だけではなくて全国的な傾向なのかなとは思っています。ただし、今年については、やはりコメうんぬん、新米うんぬんというようなところがございまして、9月にそういった駆け込み需要が増えるのかなと、そんなことは想定をしております。したがって、そこの町が確保すべき在庫数とか、管理を設定できる、こういったものについて、お米の返礼品が無いというようなことにならないように、今ほど議員からも御指摘があったとおり、中間事業者からしっかりとその辺の管理を注視していただきながら、足りないことがないように今現在は考えてございます。

議長 (恩田 稔)

5番、久保田等議員。

(5番) 久保田 等

確かに今年は、9月は新米の時期ということもあるのですけれども、それ以上に、先ほど申したように10月1日からポイント還元できなくなるということで、当然、9月中に駆け込みで寄附される方がかなり増えてくると思うのです。だから、通常の12月と同じぐらい来るのではないかなと思って、かなり在庫数というのは注意深く見てないと、一晩で一気に注文が来ますので。この点は業者が管理するのですけれども、これは町も一緒にそういう所を注意深く見ていただきたいと思います。

あと、今年ですけれど、7月までの寄附額を見ますと、前年度比220%増の1億2,656万

9,636円ということで、今のところ本当に好調に寄付は集まっていると思います。この要因というのは、やはりお米だと思われませんか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

返礼品のもので申しますと、先ほど申し上げましたとおり、当町はコメが83%というところがございます。そのほか、水、野菜、蕎麦というようなことで続いているかなと思っています。今現在、本当に有り難いことで、去年と比べてもかなり多くの御寄附を頂いています。去年、4月時点では1,441万9,300円であったものが4月7,134万8,800円ということで、大きな伸びを示してございます。また、5月についても、1,559万5,396円ということでございました。5月は少なくはなっていますが、1,465万2,648円。さらに6月については、去年が1,475万2,836円。今年が1,959万4,608円。そして、昨年度7月、これが1,276万300円。今年が2,097万3,580円ということになっておいて、議員が先ほどおっしゃった、合計で1億2,656万9,636円ということで、これまで多額の御寄附を頂いておいて、町としては非常に有り難いと思っております。原因ということになりますと、やはりコメが町にとっては、大事な提供できるものかなとは捉えてございます。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

確かに、お米のおかげだったのですが、今年はやはり暑かったもので、水とかお蕎麦が出たような感じはしますね。そういうことで、やっぱりお米も大事なのですけれども、ほかのものも力を入れていっていただきたいと思います。

それで、目標6億円ということで、金額に換算すると9割近くお米になるわけなのですが、6億円の9割と言いますと5億4,000万円ということです。お米をふるさと納税に確保するということになりますと、あとお米が1億4,000万円分、不足しているような計算になるのですけれども、この1億4,000万円分のお米を換算した場合、寄附額の、4分の1の3,500万円分のお米があれば1億4,000万円分の寄附に届くのです。そこで、今年のJAの仮渡金が昨年よりも1万円以上高くなって、魚沼産コシヒカリが1俵3万2,500円ということなので、単純にこの金額で換算しますと1,077俵分あれば、不足分の1億4,000万円は足りるという計算になるのです。1,000俵というのは、単純に農家1軒当たり10俵、ふるさと納税用に回してもらえば100軒あれば足りるし、専業でやっている所は500俵以上作っているの、そのうちの100俵ぐらいをふるさと納税に回してもらえば10軒もあればこの金額に足りるので、やりようによっては6億円なんかすぐ行ってしまうのです。だから、これはやっぱり本当にいかにお米をふるさと納税に回してもらえるかというのを、なんとか業者とか農家さんに伝われば、すごく寄附が一気に増えると思うのですよ。実際に今年、業者さんがふるさと納税に出しているお米の金額を見ますと、大体5

kg が 4,500 円から 5,500 円ぐらいで皆さん出品しているのです。それを 1 俵あたりに換算しますと、5 万円から 6 万円という相当高い金額になっているのですよ。ですから、やはり農家さんも、JA に出すなどとは言いませんけれども、何割か、1 割でも 2 割でも、ふるさと納税に回してもらえれば、やっぱり農家さんの所得も増えますし、それもそうですし、何よりも町が潤うのですよね。だから、農家さんも喜ぶし、町も良いということで、もう良いこと尽くめになるのですよ。これがうまく回るようになれば。だから、財源に困っている津南町にとっては、このことで寄附が増えるのであれば、なんとかこれがうまく回るように考えてもらえないか、やらない手はないなと思うわけなのです。中間業者に町は任せているのだから、こんなところまで町は関与するような必要はないと思っているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

本当に議員の今の御提言、御進言があったところを町もそのようなことができれば、農家さんにとってもよろしいですし、また、町にとっても、あるいは、それを受け取る御寄附をしていただいた方の手元に津南町産米、お米が届くということは、全てにおいて良いこと尽くめかなとは思っています。ただ、今ほど、議員がいろいろ計算をしていただいたなかで、本当にそういうことができれば良いのですけれど、その農家確保ということが。町もそれで良いなんていうことは申し上げませんが、中間事業者さんのほうから、そこはしっかりとその辺を注視していただいて、一つでも多くの農家さんから御寄附をふるさと納税のほうに出品いただくように、できるように、町としてもお願いをしていければと、そういうふうには考えてございます。

議長（恩田 稔）

5 番、久保田等議員。

（5 番）久保田 等

これは毎回言っていることなのですが、どうも津南町は、何が何でも財源不足をふるさと納税で稼ごうという気持ち、気迫ですか、失礼ですが、町長からも余り伝わってこないような感じはするのです。隣の林南魚沼市長さん、元気がいいから、もう自ら YouTube で本当にふるさと納税をアピールしているので、はたから見ても本当にがんばっているなというのは伝わってくるわけなのです。出雲崎町の話も前は断れたのですが、もう一度言いますが、出雲崎町の町長も、自ら先頭に立って寄附額を 10 倍にするという目標を掲げまして、庁舎内の 20 代・30 代の若手職員 19 名でプロジェクトチームを立ち上げまして、自ら商品の写真を撮り直したり、返礼品を伝える特集記事を書いたりして、少しでも町のために寄附金額を伸ばす努力を職員がし始めてるのです。だから、これも前回に言いましたが、町は幸いにも（株）良品計画との連携事業で「やってみる会」という会がありまして、前にやってみる会の A チームでしたか、そのシナリオプランというの

を聞いた時に、彼らもふるさと納税は「10億円は最低でも目標にしなければ駄目だ。」と言っておられました。ですから、やはり町が本気で取り組むのだという姿勢を町民に見せれば、町全体が一つになって目標金額に向かっていかなければならないような雰囲気になってくると。やはりプロジェクトチームの編成ですか、こういうものをまずやって、本気度を表すようなことをされたほうがいいような気がするのです。前にはやる必要はないというふうに言われたのですが、今はその気持ちは変わっていないでしょうか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

ふるさと納税、本当に町の財源としては貴重な財源となるかなと思っておりますし、毎回、議員からはいろいろな市町村の先行事例、優良事例等々をこの場で御示唆いただくなかで、私どもも非常に参考にさせていただいているというところではございます。今、総務課のほうで、ふるさと納税ということで担当を決めるなかで、また、そこに会計年度任用職員ということで1人、職員も付けるなかで、また、地域活性化起業人というようなどころでもお知恵を拝借するなかで、総務課として取組を進めているというところではございます。プロジェクトチームというようにございませうけれども、町のそれぞれの職員数、それぞれの業務等々に割り振ると、ふるさと納税は大事なのですけれども、そこにだけ職員をプロジェクトチームを作って集中するというのがなかなか難しいような今現在の状況にもあるかなとは思っています。ただ、その一方で、私ども総務課担当職員、会計年度任用職員、企画財政班が担当していますので、班員揃って力を合わせて、1軒でも多く出品していただける農家を増やしたり、寄附額が多くなるようなことについて検討していきたい、力を入れていきたいと私個人としては思っておるところではございます。決して、ふるさと納税を軽視しているということではないと御理解いただきたい、そんなふうな思いでございます。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

今の津南町ふるさと納税の担当者は、今年、入れ替わりましたけれども、そのほかに会計年度任用職員1名ということなのですけれども、その正職員の方もふるさと納税専門ではないのですよね。ほかの業務と兼務でやっているような感じはするのですけれども。やっぱりこういうところを見ても、もうプロジェクトチームを作る以前の問題で、やはりどれだけこのふるさと納税に力を入れているかというのが、ここだけ見ても分かるような気がするのです。力の入れ具合が。先ほど、地域活性化起業人とも言いましたけれど、2年ぐらい前はInstagram（インスタグラム）か何かの写真撮ったり、そんなことを聞きました。最近、全くこの地域活性化起業人の話は出てこなかったのですけれども、ふるさと納税に関わっていたのでしょうか。お伺いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

表立ってやっているのは、今ほど申し上げました職員でございますし、また、会計年度任用職員でございます。地域活性化起業人のほうからは、いろんな知見をお持ちでございますので、以前は恐らくそこを中心に御助言、御進言いただいたかなと思っています。これも大変申し訳ないのですけれども、地域活性化起業人も今いろんなほかの業務等々もお願いしているものですから、ふるさと納税に限らずのところ業務をお願いしているというところではございます。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

最後に、北海道白糠町の話为例に出してお話しします。白糠町は、人口7,000人ちょっとで、ほとんど津南町と変わらない規模の小さい町なのですけれども、2024年度のふるさと納税額が211億1,650万円です。これを言うと、「北海道はホタテやイクラ、シャケ、ウニといった海産物が豊富だからしょうがないだろう。」というふうにすぐ言われるのですけれども、獲って売っただけの一次産業だけで、はっきり言ってここまで伸びません。2008年にふるさと納税を始めた時が194万円、2016年が8億円、2年後の2018年が32億円、2020年が97億円、2022年が148億円、2023年が166億円、2024年が211億円というふうに、ほかの北海道の市町村もあるのですけれども、なぜこんな小さな町がそれに比べて寄附額が年々急増しているのだと思いますか。お伺いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

私が大変勉強不足で、そこがなぜそのような段階を踏みながら増えていったのかは、また議員から御示唆、勉強させていただければ有り難いと思っています。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

ふるさと納税を本気で残そうとしているのであれば、寄附額の多い所を真似すればいいとは言いませんけれども、せめてどうやって伸ばしているかぐらいは研究すべきだと思いますが、そう思いませんか。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議員御指摘のとおりで、私もとしても、そういった寄附が今伸びている、今の北海道のほうでしょうか、出た所を。また、そのほかにも伸びているような所があれば、研究をしてまいりたいとは思っています。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

もう少し白糠町のお話をしますけれども、白糠町は、地域ブランド発掘などを手掛ける東京の会社と一緒にふるさと納税の寄附者と町のつながりを強化する「白糠産品開発プロジェクト」をスタートさせました。いろいろな新製品を開発するだけでなく、返礼品の中に白糠産品のプロジェクト参加券が同封されて、公式LINEを通じて開発プロジェクトにエントリーして、評価ホームを入力することで、感想や批評、要望、提言など寄附者の生の声を報告できるようになっていまして、そうした評価の下に改良した結果をLINEでまた公表するとともに、新商品開発に結び付けていっているということなのです。こういう所も常にリピーターとのつながりをもう逃さないというか、つながっているの、リピーター増というかリピーターの確保につながっているのです。だから、こういう所も研究していただきたいと思うのです。この町は、確かに人口7,000人で毎年200億円も寄附があるので、当然、子育て世代には保育園など無料なんて当たり前なことだし、家を建てると言えば土地もみんな無料、北海道は土地がありますから、無料で当たり前なのですけれども、そういうことで、子育て世代の移住が後を絶たないぐらい人気が出てきています。その棚野町長の将来ビジョンが「無理に人口は増やさず、6,000人から7,000人で、働く人が3,500人から4,000人といった町ができればいい。ある程度の規模の中で身の丈に合った幸せな町を目指したい。」と言っています。全くお金の心配が無い、穏やかなこのような町に私も暮らしたいと思います。町長、ふるさと納税で稼いで、毎年お金の心配がなくて、ハード面もソフト面も豊かな町をつくらうではありませんか。そうしたいと思いませんか、町長。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

この分野におきましても努力しておりますが、何分、力不足なところがありまして申し訳なく思っております。今年につきましては非常に好調でありますので、特に、この議員御指摘の10月以降の制度改正を踏まえた動きも十分に注意しながら対応してまいりたい

と思っております。私としても、この分野、テコ入れをしていきたいと思っておりますので、引き続き、議員からも御指導いただき、職員のほうにもお声掛けをいただければと、大変有り難く思っております。ありがとうございました。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

次に、企業誘致の再質問をさせていただきます。総合振興計画では、空き家・空き店舗のサテライト化を令和7年度は10件にしようという目標値が定められて取り組んでこられたと思います。実際、町長が就任して7年半たちますけれども、どのような会社を何件企業誘致できたか、お伺いします。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

数字等につきましては手元にごさいませんけれども、例えば、小水力発電の事業につきましては、この度、非常に多額の投資を頂いて、数社、既に事業開発に向かっております。町にとっては貴重な固定資産税財源などになり得ますので、応援をさせていただいているところでありまして、町のブランド力向上になりますので、すごく期待をしているところです。こういった事業、新しい脱炭素社会に向けた企業、企業数の設置がありました。また、従来から申し上げていましたように、農業につきましては、農業法人の設立が、立上りが進みまして、この御時世ではございますけれども、県内30市町村中、企業数が伸びている数少ない町でございます。割合としては、7%ほど、10年前と比較しまして企業数が伸びております。町の税収、法人税収にも直結してございまして、この辺りのところ、町民の皆様のお力添えをいただきながら、私としても進めてこられましたこと、とても有り難く思っております。今後は、今ほど申し上げましたように、観光での町の活性化、この辺りのところがキーポイントになると思っておりますし、そこに付随する様々な事業展開が想定されますので、町といたしましても、その辺のところを職員にしっかりと勉強してもらって、よりがんばりたい事業者様が思いきり事業ができる環境整備、環境支援をさせていただければと思っております。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

総合振興計画で挙げた令和7年度、サテライトオフィスを10件誘致しようという目標を立てていたわけです。コロナ禍があって、サテライトオフィスの誘致は本当にもってこいの時期だったかと思うのですけれども、それはいつの間にかその計画は無くなったという

か、やめたのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

空き店舗が今後増えていくというのは、総合振興計画の計画時の中で懸念をされていて、そこにどういったかたちで空き店舗を出さないようにできるかというところでありました。例えば、高齢化で飲食店をやめようとしていたところに継業バンク等で作ったり、それから、お弁当屋さんが新たな事業者になったりというようなところで、なるべく今は空き店舗を出さないような政策というものを捉えています。残念ながら空き店舗になった所に関しては、先ほど議員からもありました、やってみる会の「たまりばつなん」みたいなところで活用しながら、今後の活用を考えていたり、それから、大地の芸術祭等での活用をさせていただきながら、なるべく新たな利活用があるように今取り組んでいるというところがございます。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

4社か5社、誘致したようなかたちになっていますけれども、それは名前ばかりで、ほとんど従業員がいないような状態なので、実際に企業誘致何社と言っても、ほとんどゼロではないかなという。実際は、そういうところだと思うのですけれども。これは私は、企業誘致は業種にこだわっているわけではないのですけれども、やっぱり人口減対策としては若い女性が正職員で働ける職場を何としても確保してもらいたいのです。これは、企業誘致を依頼している(株)あわえに対しては、どのようなお願いをしているのでしょうか。お伺いします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

(株)あわえさんは、全国の自治体で(株)あわえさんと契約をしていただいている所に対して、(株)あわえさんがネットワークで持っている企業の方々に「企業誘致のマッチングイベントがあるので、参加してみませんか。この市町村は、このような地域課題を抱えていますよ。」ということでマッチングをするというかたちになります。例えば、「津南町が除雪のオペレーターの問題がありますよ。」とか、「公共交通の問題がありますよ。」みたいなところで地域課題を出すと、それに対して、「うちの技術でなんとかできるのではないかな。」みたいな企業さんが企業誘致でそのマッチングに来ます。本来であれば、例えば公共交通の問題であると公共交通のシステムをこの地で開発する、例えば、雪のすごいこの津南町で雪が降っ

ても、自動運転ができるようなシステムがもし開発できるとすると、全国で展開が可能になるというような意味での、共同で開発するためにこの企業にこちらのほうに来ていただくというようなかたちで、(株)あわえさんのほうは計画をしているわけなのですが、残念ながら、もう既に出来上がったシステムを売り込みたいというようなかたちで、このマッチングイベントを利用される企業さんが多くて、(株)あわえさんのほうも、「そういった売込みだけであれば参加しないでくれ。」というような話をしているそうです。ここ何年かやってくるなかで、だんだんそこら辺の企業側の売込み目的というのが多くなってきて、あんまり実行性がないと判断しているものですから、今年に関しては、もう本当に進出していただける企業だけを一本釣りで御紹介してほしいというかたちでお願いしております。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

(株)あわえに令和3年度から委託料を308万円、451万円、275万円、220万円、187万円、支払われています。5割国庫補助金があると言っておられますけれども、ただでありませんで、5年間の成果がこれだったら、ほかの委託業者というのは考えられないのでしょうか。お伺いします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

(株)あわえさんは、いわゆる業界の中ではリーディングの会社でございました。今、同じような業体をやられている会社さんとはどうもあるとは私どもも把握はしているのですが、本当にそのマッチングイベントが(株)あわえさんと違って実行性があるのかどうかというところまではまだ検証できてないので、今のところ(株)あわえさん、今年の契約に関しては、そのような一本釣りで本当に来ていただける企業を御紹介いただきたいというようなお願いをさせていただいているというところですよ。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

このように委託先がらちが明かないのであれば、自分たちでテレワークやサテライトオフィスを探してみようという気はあるのでしょうか。お伺いします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

残念ながら、そういったコネとかノウハウを我々は知験としては持っていないので、委託せざるを得ないというところでございます。

議長（恩田 稔）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

町長にお聞きします。町長は先ほど、石田議員にも「私くらいになると、それなりの方が集まる。」とか「寄ってくる。」とか言っていました。町長はあちこち顔が非常に広い方だと私も思っていますので、国の地方創生有識者会議や、特に令和臨調は日本を代表する経済会のトップの皆さんの、皆さん社長か会長さんばかりで、第3部会の国土構想の委員の中にもANAホールディングス取締役会長さんも入っておられます。あちらに行かれたときは、そういう業界のトップの方と交流してお話する機会が当然あると思います。もっともっと交流を深めていただきまして、なんとかサテライトオフィスを二、三社、町長の力で誘致していただければ有り難いのですが、このようなことができるのは、今、町長の立場、環境にいる町長しか考えられないので、ぜひとも町長の力をお借りしたいところです。これについてのお考えをお願いします。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

先ほどの石田議員への答弁なのですけれども、「背景の伴わない方々も含めて、いろいろな思惑の方々がやっぱり首長には近付きやすい。」というお話の中で申し上げた話です。今の話ですけれども、私としても努力をさせていただきたいし、今回、もう数年にわたって、このニュー・グリーンピア津南の資産の再生でかなり業務引迫していますので、このことをまず解決することを優先させております。このことも含めて津南町の魅力がしっかりと評価される必要があると思っております。今、多くの方が町に対して非常に注目をして、今回のことをどういうふう to 処理するか御覧になっておりますので、こういったことの出口がニュー・グリーンピア津南の再生がうまくいくことによって、またそこから新たな事業の流れが生まれてくるものと思っています。先ほど来、申し上げますように、やはり産業もそうなのですけれども、それを引っ張る人材の力が必要でして、この度、町立病院に県の御支援も頂きながら若手医師が2人、常勤で入ってくれました。非常に優秀な人材で、本当に得難い方々ですので、彼らが活躍しておられる、そういった活躍環境をほかの産業においても作ることによって、若くして社会を変えることができたり、この町を変えることができたりと、高い報酬はここでは得られないかもしれないけれど、そういった地方の課題解決に自分の力を生かすことができた、そういった人材をこれからも医師を含めて集めていきたいというふうに思っています。

議長（恩田 稔）

以上で一般質問を終結いたします。

議長（恩田 稔）

以上で本日の議事日程は全て議了いたしました。

9月8日は、定刻の午前10時より開議することとし、本日はこれにて散会いたします。

—（午後4時32分）—